

事務連絡
令和5年5月12日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令等について

本日、建設業における中長期的な担い手の確保・育成を図るため、建設業法に基づく技術検定の受検資格の見直しや、一般建設業許可の営業所専任技術者の要件の緩和等を行う「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第43号）」及び「関連告示（令和5年国土交通省告示第513～524号）」が公布されました。

改正内容につきましては別添のとおりですので、貴職におかれましては、貴団体傘下の建設業者に御周知いただきますようお願ひいたします。

令和5年5月
不動産・建設経済局
建設業課

施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令について

1. 背景

建設業においては、入職者が直近15年で35%減少している等の課題があり、将来にわたる中長期的な担い手の確保・育成等を図ることが急務となっている。令和3年11月に開催された規制改革推進会議・第3回経済活性化ワーキング・グループでは、建設業の技術者制度が取り上げられ、制度の合理的な見直しが求められた。

このため、同月に「適正な施工の確保のための技術者制度検討会（第2期）」を立ち上げ、令和4年5月末に技術者要件の緩和及び技術検定の受検資格の見直しの方向性のとりまとめを行ったところである。

これを踏まえ、建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号。以下「改正令」という。）において、技術検定の検定水準の明確化及び技術検定の受検資格等を省令に委任することとする改正を行い、令和6年4月1日から施行することとしたため、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号。以下「検定規則」という。）及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「施行規則」という。）について、技術検定の受検資格の見直し等の所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

【施工技術検定規則関係】

（1）技術検定の受検資格の見直し（令第36条・第37条関係を新たに位置付け）

技術検定の受検資格は以下のとおりとする。

【一級の第一次検定】（学歴及び実務経験要件の撤廃）

・一級の第一次検定が行われる日の属する年度の末日における年齢が19歳以上の者

【一級の第二次検定】（実務経験短縮措置等）

- ・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に関し実務経験5年以上
- ・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に関し特定実務経験1年以上を含む実務経験3年以上
- ・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に関し監理技術者補佐（法第26条第3項ただし書）としての実務経験1年以上
- ・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第二次検定に合格した後同検定種目について一級の第一次検定に合格した者であって、当該二級の第二次検定に合格した後同検定種目に関し実務経験5年以上
- ・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第二次検定に合格した後同検定種目について一級の第一次検定に合格した者であって、当該二級の第二次検定に合格した後同検定種目に関し特定実務経験1年以上を含む実務経験

3年以上

- ・国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

【二級の第一次検定】（見直し前と同内容）

- ・二級の第一次検定が行われる日の属する年度の末日における年齢が17歳以上の者

【二級の第二次検定】（学歴に応じた実務経験年数の差異を撤廃）

- ・受検しようとする第二次検定と検定種目^(※)を同じくする二級の第一次検定に合格した後、同検定種目^(※)に関し実務経験3年（建設機械施工管理にあっては2年）以上

- ・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後、同検定種目^(※)に関し実務経験1年以上

- ・国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者
(※) 検定種別の定められている検定種目にあっては、検定種別。

(2) 技術検定の実施内容及び合格者のインターネット公表（第3条・第8条関係）

技術検定の実施期日、実施場所等の事項及び技術検定の合格者は、国土交通大臣（合格者については国土交通大臣又は指定試験機関）がインターネットの利用その他適切な方法により公表することとする。

(3) 技術検定の受検申請書類等に係る権限の指定試験機関への委任（第4条から第7条まで関係）

技術検定受検申請書（様式第1号）、実務経験証明書（様式第2号）、技術検定全部又は一部免除申請書（様式第3号又は第4号）及び技術検定受検票（様式第5号）について、指定試験機関が様式及び書類を定めることとする。

(4) 技術検定合格証明書における本籍の記載の削除（第10条関係）

技術検定合格証明書（様式第6号）に本籍の記載を行わないこととし、本籍に変更があった場合における合格証明書の書換え申請を不要とする。

【建設業法施行規則関係】

(5) 一般建設業許可の営業所専任技術者要件の緩和^{*}（第7条の3関係）

現在、大学の指定学科（施行規則第1条の表に掲げる学科）卒業後3年の実務経験を有する者及び高校の指定学科卒業後5年の実務経験を有する者は、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととされている（法第7条第2号イ）。

以下の表に掲げる検定種目に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、大学において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後3年の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととする。

また、以下の表に掲げる検定種目に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、高等学校において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後5年の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととする。

なお、本要件緩和は指定建設業（法第15条第2号）及び電気通信工事業以外の建設業において適用することとする。

検定種目	指定学科
土木施工管理・造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

※特定建設業許可の営業所専任技術者要件^(注)、建設工事において配置する主任技術者・監理技術者^(注)も同様の扱いとなる。（注：指定建設業は除く）

(6) 電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録された情報に係る表示の方法（第7条の16第2項、第14条の4第9項、第17条の16第2項、第17条の30第3項及び第4項、第18条の16第2項、第21条の8第2項並びに第26条第6項から第8項まで関係）

電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録された情報が、出力装置の映像面に表示されるときは、当該情報を紙面で作成したものに代えることができるることとする。

(7) 電磁的方法により作成された施工体制台帳等の紙面表示義務の緩和（第14条の2第3項及び第4項関係）

施工体制台帳及びその添付書類の記載事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録されている場合に、当該施工体制台帳等を工事現場において出力装置の映像面に表示することが可能であるときは、紙面への表示は求めないこととする。

(8) 監理技術者資格者証における本籍の記載の削除（第17条の35関係）

監理技術者資格者証（様式第25号の5）に本籍の記載を行わないこととし、本籍に変更があった場合における資格者証の記載事項の変更に係る届出を不要とする。

(9) 監理技術者資格者証の記載事項に変更があった場合等における新たな資格者証の交付申請（第17条の36・第17条の37関係）

監理技術者資格者証の記載事項に変更があった場合又は資格者証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合に、再交付申請等のほか、新たな資格者証の交付申請を行うことを可能とする。

(10) 監理技術者資格者証の更新手続の見直し（第17条の38関係）

監理技術者資格者証の有効期間の更新の申請は、当該監理技術者資格者証の有効期間満了日の30日前までに行うものとする。

(11) その他所要の改正等

上記のほか、改正令に伴う条ずれ対応など所要の改正等を行う。

注) 法 : 建設業法 (昭和24年法律第100号)

令 : 建設業法施行令 (昭和31年政令第273号)

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 : 令和5年5月12日

施 行 : 公布の日 【(2)、(3)、(6)及び(7)】

令和5年7月1日 【(5)及び(8)から(10)まで】

令和6年4月1日 【(1)及び(4)】

1. 令和6年度以降の技術検定制度概要(改正概要)

○ 1級の受検資格

(改正前)

学歴	第1次検定	第2次検定
大学（指定学科）	卒業後 3年実務	
短大、高専（指定学科）	卒業後 5年実務	
高等学校（指定学科）	卒業後 10年実務	
大学	卒業後 4.5年実務	
短期大学、高等専門学校	卒業後 7.5年実務	
高等学校	卒業後 11.5年実務	
2級合格者	条件なし	2級合格後 5年実務
上記以外	15年実務	

(いずれも指導監督的実務経験1年を含む必要あり)

(改正後)

第1次検定	第2次検定 ※1
19歳以上 (当該年度末時点)	1次検定合格後の 特定実務経験※2(1年)を含む 実務経験3年 等

- ※1 実務経験について、1次検定合格後、
 ・特定実務経験(1年)を含む実務経験の場合は3年
 ・監理技術者補佐としての実務経験の場合は1年
 ・その他の実務経験の場合は5年
 その他の受検資格等については、次ページ以降参照
 令和10年度までの間は改正前の受検資格にて受検可能
- ※2 特定実務経験とは、請負金額4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の建設工事において、監理技術者・主任技術者(監理技術者資格者証を有する者に限る)の指導の下、または自ら監理技術者・主任技術者として行った経験

○ 2級の受検資格

(改正前)

学歴	第1次検定	第2次検定
大学（指定学科）	17歳以上 (当該年度末時点)	卒業後 1年実務
短大、高専（指定学科）		卒業後 2年実務
高等学校（指定学科）		卒業後 3年実務
大学		卒業後 1.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 3年実務
高等學校		卒業後 4.5年実務
上記以外		卒業後 8年実務

(改正後)

第1次検定	第2次検定 ※3
17歳以上 (当該年度末時点)	<ul style="list-style-type: none"> 1次検定合格後、 実務経験3年 1級1次検定合格後、 実務経験1年

- ※3 1次検定合格後の実務経験について、機械種目の場合は2年
 その他の受検資格等については、次ページ以降参照
 令和10年度までの間は改正前の受検資格にて受検可能

2. 令和6年度以降の技術検定制度概要(受検資格要件①)

①令和6年度以降の受検資格要件

	第1次検定	第2次検定
1級	年度末時点での年齢が19歳以上	<ul style="list-style-type: none">○1級1次検定合格後、<ul style="list-style-type: none">・実務経験5年以上・特定実務経験(※) 1年以上を含む実務経験3年以上・監理技術者補佐としての実務経験1年以上○2級2次検定合格後<ul style="list-style-type: none">・実務経験5年以上(1級1次検定合格者に限る)・特定実務経験(※) 1年以上を含む実務経験3年以上(1級1次検定合格者に限る)
2級	年度末時点での年齢が17歳以上	<ul style="list-style-type: none">○2級1次検定合格後、実務経験3年以上(建設機械種目については2年以上)○1級1次検定合格後、実務経験1年以上

※特定実務経験

請負金額4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の建設工事において、監理技術者・主任技術者(当該業種の監理技術者資格者証を有する者に限る)の指導の下、または自ら監理技術者・主任技術者として行った経験

(発注者側技術者の経験、建設業法の技術者配置に関する規定の適用を受けない工事の経験等は特定実務経験には該当しない)

3. 令和6年度以降の技術検定制度概要(受検資格要件②)

②第2次検定に関し、①と同等と認められる受検資格要件

(1) 検定種目ごとの受検資格

●1級第2次検定

土木	技術士第二次試験(建設部門、上下水道部門等)合格後、実務経験5年(特定実務経験1年を含む場合3年)以上
建築	1級建築士試験合格後、実務経験5年(特定実務経験1年を含む場合3年)以上
電気	第1種電気工事士試験合格後または免状交付後、実務経験5年(特定実務経験1年を含む場合3年)以上 (別途1級1次検定に合格することが必要)

●2級第2次検定

建設機械	建設機械操作施工の経験6年以上 (別途2級1次検定に合格することが必要)
土木	技術士第二次試験(建設部門、上下水道部門等)合格後、実務経験1年以上
建築	1級建築士試験合格後、実務経験1年
電気	電気工事士試験または電気主任技術者試験の合格後または免状交付後、実務経験1年以上 (別途1級又は2級1次検定に合格することが必要)
電気通信	電気通信主任技術者試験合格後または資格者証交付後、実務経験1年以上 (別途1級又は2級1次検定に合格することが必要)

(2) 経過措置による受検資格

- ・令和10年度までの間は、制度改正前の受検資格要件による2次検定受検が可能
- ・令和6年度から10年度までの間に、有効な2次検定受検票の交付を受けた場合、令和11年度以降も引き続き同2次検定を受検可能 (旧2級学科試験合格者及び同日受検における1次検定不合格者を除く)
- ・旧2級学科試験合格者の経過措置については従前どおり合格年度を含む12年以内かつ連続2回に限り当該2次検定を制度改正前の資格要件で受検可能

4. 令和6年度以降の技術検定制度概要(試験の一部免除等)

○第1次検定の一部免除の対象等

免除を受けることができる者	免除の範囲
大学の土木工学の専門課程卒業者(大学改革支援・学位授与機構により専攻分野を土木工学とする学士の学位認定を受けた者、大学院に飛び入学した者を含む)	土木種目の1級及び2級の一次検定のうち工学基礎に関する問題
短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の土木工学の専門課程卒業者	土木種目の2級の一次検定のうち工学基礎に関する問題
大学の建築学の専門課程卒業者(大学改革支援・学位授与機構により専攻分野を建築学とする学士の学位認定を受けた者、大学院に飛び入学した者を含む)	建築種目の1級及び2級の一次検定のうち工学基礎に関する問題
短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の建築学の専門課程卒業者	建築種目の2級の一次検定のうち工学基礎に関する問題

※いずれも、令和6年度以降の入学者又は学位認定者に限り、令和11年度以降の検定が対象

※当該学科(またはコース等)が高度な専門教育を行うもの(所要の専門課程等の単位数が卒業条件となっていること)であることについて学校が証明し試験機関に届け出たもの(詳細は検討中)を適用対象とする。(個人の申請による個別認定は行わない。)

令和6年度以降の技術検定に係る運用の詳細は、現在検討中です。

運用の詳細は、追って、お知らせをさせて頂きますが、

それまでの間は、試験の公平性を確保するため、個別のお問い合わせへの対応は致しかねますので、ご理解頂きますようお願いいたします。

実務経験による技術者資格要件の見直し(一般建設業許可の営業所専任技術者等の要件緩和)

- 一般建設業の許可を受けるには、営業所毎に専任の技術者の配置が求められています。
- 今般、技術検定合格者を指定学科卒業者と同等(1級1次合格者を大学指定学科卒業者と同等、2級1次合格者を高校指定学科卒業者と同等)とみなし、第一次検定合格後に一定期間（指定学科卒と同等）の実務経験を有する者が当該専任技術者として認められることとなりました。（指定建設業と電気通信工事業は除く）
- また、特定建設業許可の営業所専任技術者要件※、建設工事において配置する主任技術者・監理技術者※も同様の扱いとなります。

※指定建設業は除く

(改正前)

学歴		実務経験
大学、短大等（指定学科）		卒業後 3年
高等学校（指定学科）		卒業後 5年
上記以外		10年



(改正後)

学歴等		実務経験
学歴	大学、短大等（指定学科）	卒業後 3年
	高等学校（指定学科）	卒業後 5年
技士補 技士	1級1次検定合格（対応種目）	合格後 3年*
	2級1次検定合格（対応種目）	合格後 5年*
上記以外		10年

*指定建設業と電気通信工事業を除く

○技術検定種目と対応する指定学科

技術検定種目	同等とみなす指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

〈機械器具設置工事業における例(改正前後の比較)※〉

(改正前)

建築学、機械工学、電気工学に関する学科（指定学科）の卒業者以外は10年の実務経験が必要

(改正後)

指定学科の卒業者以外であっても、
建築・電気工事・管工事施工管理技術検定（第一次検定）
の合格により、合格後3年（1級）又は5年（2級）に短縮可能

※一般建設業許可の専任技術者または主任技術者の場合

○国土交通省令第四十三号

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百五十三号）の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第五条、第十一条第一項及び第十四条（これらの規定を同法第十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の八第一項及び第二項、第二十六条の十七（同法第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）、第二十七条の十、第二十七条の十八第二項、第二十七条の二十二、第二十七条の三十六、第四十条の三、第四十四条の二並びに第四十四条の三並びに建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第五項、第三十五条及び第四十条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月十二日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令

（施工技術検定規則の一部改正）

第一条 施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に

対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(検定の公表)

第三条 技術検定の実施期日、実施場所その他の技術検定の実施に関する必要な事項は、国土交通大臣があらかじめインターネットの利用その他適切な方法により公表する。

(第一次検定の受検申請)

第四条 第一次検定（指定試験機関が第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十六条第一項第一号又は第二号に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第三号に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第四号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類を、同項第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第六号に掲げる書類を、同項第七号に該当する者にあつては第五号及び第六号に掲げる書類を、それぞれ添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一〇六 (略)

2|| 指定試験機関が技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う第一次検定を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、技術検定受検申請書を当該指定試験機関に提出しなければならない。

3|| 国土交通大臣（第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、第一次検定を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十条第三項において同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。第十条第三項において同じ。）以外のものについて第三項において同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に

改 正 前

(検定の公告)

第三条 技術検定の実施期日、実施場所その他の技術検定の実施に関する必要な事項は、国土交通大臣があらかじめ官報で公告する。

(第一次検定の受検申請)

第四条 第一次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十六条第一項第一号又は第二号に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第三号に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第四号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類を、同項第二項に該当する者にあつては第五号及び第六号に掲げる書類を、それぞれ添付して、これを国土交通大臣（第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）に提出しなければならない。

一〇六 (略)

(新設)

2|| 国土交通大臣は、第一次検定を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十条第三項において同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。第十条第三項において同じ。）以外のものについて第三項において同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に

規定する住民票コードをいう。次条第三項及び第十条第三項において同じ。)以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。

(第二次検定の受検申請)

第四条の二 第二次検定(指定試験機関が第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。)を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十七条第一項第一号に該当する者にあつては第一号、第五号及び第六号に掲げる書類(受検しようとする第二次検定と種目を同じくする一級の第一次検定を令第三十六条第一項第三号に該当する者として受検した者(同項第一号、第二号又は第四号に該当する者を除く。)にあつては、第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類(受検しようとする第二次検定と種目を同じくする一級の第一次検定を令第三十六条第一項第三号に該当する者として受検した者(同項第一号、第二号又は第四号に該当する者を除く。)にあつては、第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類)を、令第三十七条第一項第二号又は第二項第一号に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第一号イ(1)若しくは(2)又は第二号イ(1)に該当する者にあつては第一号、第二号及び第六号に掲げる書類を、同項第一号イ(1)若しくは(2)又は第二号イ(1)に該当する者にあつては第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同項第一号イ(3)若しくは(4)又は第二号イ(2)に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一〇六 (略)

2|| 指定試験機関が技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う第二

次検定を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、技術検定受検申請書を当該指定試験機関に提出しなければならない。

(第二次検定の受検申請)

第四条の二 第二次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十七条第一項第一号に該当する者にあつては第一号、第五号及び第六号に掲げる書類(受検しようとする第二次検定と種目を同じくする一級の第一次検定を令第三十六条第一項第三号に該当する者として受検した者(同項第一号、第二号又は第四号に該当する者を除く。)にあつては、第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類)を、令第三十七条第一項第二号又は第二項第一号に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第一号イ(1)若しくは(2)又は第二号イ(1)に該当する者にあつては第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同項第一号イ(3)若しくは(4)又は第二号イ(2)に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行なう者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。)に提出しなければならない。

一〇六 (略)

(新設)

3|| 国土交通大臣(第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行なう者が指定試験機関であるときは、指定試験機関)は、第二次検定を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対

きは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。

確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。

(検定の免除の申請)

第五条 令第三十九条の規定により第一次検定又は第二次検定（いずれも指定試験機関が第一次検定又は第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。以下この項において同じ。）の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検定全部免除申請書に、同条の規定により第一次検定又は第二次検定の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検定一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することとを証明する書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣に提出しなければならない。

2|| 令第三十九条の規定により指定試験機関が技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う第一次検定又は第二次検定の全部又は一部の免除を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、それぞれ技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書を技術検定受検申請書とともに当該指定試験機関に提出しなければならない。

(受検票の交付)

第六条 国土交通大臣は、第四条第一項又は第四条の二第一項の規定による申請があつたときは、技術検定受検申請書及びその添付書類（前条第一項の規定による申請があつたときは、技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書を含む。）を審査し、受検資格（前条第一項の規定による申請があつたときは、検定の免除を受ける資格を含む。）があると認めた者に様式第五号による受検票を交付するものとする。ただし、前条第一項の規定による申請により、第一次検定又は

(検定の免除の申請)

第五条 令第三十九条の規定により第一次検定又は第二次検定の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検定全部免除申請書に、同条の規定により第一次検定又は第二次検定の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検定一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することとを証明する書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣（第一次検定又は第二次検定の全部又は一部を受けようとする者からの技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）に提出しなければならない。

(新設)

第六条 国土交通大臣（受検票の交付に関する事務を行なう者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、技術検定受検申請書及びその添付書類（令第三十九条に規定する検定の免除の申請があつた場合においては、これらの書類並びに技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書及びその添付書類）を審査し、受検資格（令第三十九条に規定する検定の免除の申請があつた場合においては、受検資格及び検定の免除を受ける資格）があると認めた者に様式第五号による受

し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。

第二次検定の全部の免除を受けて技術検定を受けようとする者については、受検票を交付することを要しない。

2||

指定試験機関は、第四条第二項又は第四条の二第二項の規定による申請があつたときは、当該指定試験機関が定めるところにより、受検資格（前条第二項の規定による申請があつたときは、申請に係る検定の免除を受ける資格を含む。）があると認めた者に受検票を交付するものとする。

（検定の合格の通知）

第七条 国土交通大臣（第一次検定又は第二次検定の合格の通知に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、第一次検定又は第二次検定に合格した者に、その旨を通知するものとする。

（合格者の公表）

第八条 技術検定に合格した者は、国土交通大臣（合格者の公表に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）がインターネットの利用その他適切な方法により公表する。

検票を交付するものとする。ただし、令第三十九条の規定により第一次検定又は第二次検定の全部の免除を受けて技術検定を受けようとする者については、受検票を交付することを要しない。（新設）

（検定の合格の通知）

第七条 国土交通大臣又は指定試験機関は、第一次検定又は第二次検定に合格した者に、書面でその旨を通知するものとする。

（合格者の公表）

第八条 技術検定に合格した者は、国土交通大臣（合格者の公告に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）が官報で公告する。

様式第1号(イ) [規則第4条第1項]

1級 指定検定受験申請書	
「後」の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。	
国士舘大学院 職業訓練科	
受 槟 区 分	年 月 日
受 檢 種 目	
受 檢 科 目	
受 檢 希 望 地	
※登録番号	
ふりがな	年月日生(属年月)
本 様	(^ア) (電話)
現 住 所	(備註で記入のこと)
勤 務 先	(^ア) (電話)
勤務先所在地	
受 槟 区 分	学校名 学部・在学期間 年月～年月 新制・旧制の別
受 檢 種 目	新制・旧制・修了 年月～年月 新制・修了 年月～年月
受 檢 科 目	新制・旧制・修了 年月～年月 新制・修了 年月～年月
受 檢 希 望 地	新制・旧制・修了 年月～年月 新制・修了 年月～年月
※登録番号	
年 月 日	年 月 (①お預り監査料の支拂い期初 年月)
※登録番号	
14セミダッシュ	
証明方法 1. 受検による各種検定が運営機関・管理の第二種検定である場合に、受検料(料金)に運営機関・組合会社がかかる受検料(料金)を用いること。 2. 教科は算用数字を用いること。	

様式第1号(ロ) [規則第4条第1項]

2級 指定検定受験申請書	
2級の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。	
国士舘大学院 職業訓練科	
受 槟 区 分	年 月 日
受 檢 種 目	
受 檢 科 目	
受 檢 希 望 地	
※登録番号	
ふりがな	年月日生(属年月)
氏 名	年月日生(属年月)
本 様	(^ア) (電話)
現 住 所	(^ア) (電話)
勤 務 先	(^ア) (電話)
勤務先所在地	
受 槟 区 分	学校名 学部・在学期間 年月～年月 新制・旧制の別
受 檢 種 目	新制・旧制・修了 年月～年月 新制・修了 年月～年月
受 檢 科 目	新制・旧制・修了 年月～年月 新制・修了 年月～年月
受 檢 希 望 地	新制・旧制・修了 年月～年月 新制・修了 年月～年月
※登録番号	
年 月 日	年 月 (①お預り監査料の支拂い期初 年月)
※登録番号	
14セミダッシュ	
証明方法 1. 受検による各種検定が運営機関・管理の第二種検定である場合に、受検料(料金)に運営機関・組合会社がかかる受検料(料金)を用いること。 2. 教科は算用数字を用いること。	

様式第1号(イ) [規則第4条第1項]

1級 指定検定受験申請書	
「後」の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。	
国士舘大学院 職業訓練科	
受 槟 区 分	年 月 日
受 檢 種 目	
受 檢 科 目	
受 檢 希 望 地	
※登録番号	
ふりがな	年月日生(属年月)
本 様	(^ア) (電話)
現 住 所	(備註で記入のこと)
勤 務 先	(^ア) (電話)
勤務先所在地	
受 槟 区 分	学校名 学部・在学期間 年月～年月 新制・旧制の別
受 檢 種 目	新制・旧制・修了 年月～年月 新制・修了 年月～年月
受 檢 科 目	新制・旧制・修了 年月～年月 新制・修了 年月～年月
受 檢 希 望 地	新制・旧制・修了 年月～年月 新制・修了 年月～年月
※登録番号	
年 月 日	年 月 (①お預り監査料の支拂い期初 年月)
※登録番号	
14セミダッシュ	
証明方法 1. 受検による各種検定が運営機関・管理の第二種検定である場合に、受検料(料金)に運営機関・組合会社がかかる受検料(料金)を用いること。 2. 教科は算用数字を用いること。	

様式第1号(ロ) [規則第4条第1項]

2級 指定検定受験申請書	
2級の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。	
国士舘大学院 職業訓練科	
受 槟 区 分	年 月 日
受 檢 種 目	
受 檢 科 目	
受 檢 希 望 地	
※登録番号	
ふりがな	年月日生(属年月)
氏 名	年月日生(属年月)
本 様	(^ア) (電話)
現 住 所	(^ア) (電話)
勤 務 先	(^ア) (電話)
勤務先所在地	
受 槟 区 分	学校名 学部・在学期間 年月～年月 新制・旧制の別
受 檢 種 目	新制・旧制・修了 年月～年月 新制・修了 年月～年月
受 檢 科 目	新制・旧制・修了 年月～年月 新制・修了 年月～年月
受 檢 希 望 地	新制・旧制・修了 年月～年月 新制・修了 年月～年月
※登録番号	
年 月 日	年 月 (①お預り監査料の支拂い期初 年月)
※登録番号	
14セミダッシュ	
証明方法 1. 受検による各種検定が運営機関・管理の第二種検定である場合に、受検料(料金)に運営機関・組合会社がかかる受検料(料金)を用いること。 2. 教科は算用数字を用いること。	

様式第2号(イ) [規則第4条第1項第3号]

1級技術検定実験機器証明書	
検定 区分	第一次検定
第二次検定	
丁度の機器検査の実験機器の内容は、下記のとおりであることを認明します。	
■ 國土交通省 監 督 年月日 証明者 会社又は事業所名 所 在 地 氏 名	

受 様 氏 名 申請者本籍	生年月日	新規 年月日生	現住所
勤務先名 勤務先所在地	所属(部課名)	在職用印の所持種目に付する登録番号	在職用印の所持種目に付する登録番号
	工事番号 内容	年月日	年月日
	地番	登録番号	登録番号
受検項目に関する実験結果			
実験結果年数の合計			

上記実験機器の各部品監査の実験結果の内容			
勤務先名 所属(部課名) 工事名 用途名	開発者名	指揮監督的実験結果の内容	指揮監督的実験結果の内容
新規 年月日生		年月日生	年月日生
年月日生	年月日生	年月日生	年月日生
受検項目に関する実験結果			
実験結果年数の合計			

様式第2号(イ) [規則第4条第1項第3号]

1級技術検定実験機器証明書	
検定 区分	第一次検定
第二次検定	
丁度の機器検査の実験機器の内容は、下記のとおりであることを認明します。	
■ 國土交通省 監 督 年月日 証明者 会社又は事業所名 所 在 地 氏 名	

受 様 氏 名 申請者本籍	生年月日	新規 年月日生	現住所
勤務先名 勤務先所在地	所属(部課名)	在職用印の所持種目に付する登録番号	在職用印の所持種目に付する登録番号
	工事番号 内容	年月日	年月日
	地番	登録番号	登録番号
受検項目に関する実験結果			
実験結果年数の合計			

上記実験機器の各部品監査の実験結果の内容			
勤務先名 所属(部課名) 工事名 用途名	開発者名	指揮監督的実験結果の内容	指揮監督的実験結果の内容
新規 年月日生		年月日生	年月日生
年月日生	年月日生	年月日生	年月日生
受検項目に関する実験結果			
実験結果年数の合計			

- 附註
 1. 所有(登録名)の欄は、建設部、工事部、技術課等、実験目的に記入すること。
 2. 工事種別欄は、河川工事、港湾工事、橋梁工事、道路工事、排水工事、内河工事、ダム工事等、
 建設施設工事、河川工事、港湾工事、橋梁工事、道路工事、排水工事、内河工事、ダム工事等、
 土木工事部、河川工事、港湾工事、橋梁工事、内河工事、排水工事、内河工事、ダム工事等、
 建設施設工事、河川工事、港湾工事、橋梁工事、内河工事、排水工事、内河工事、ダム工事等、
 電気工事部、電力開発工事、水力開発工事、内河開発工事、支那開發工事、通航開發工事等、
 港湾開發工事、河川開發工事、内河開發工事、支那開發工事、通航開發工事等、
 道路開發工事、河川開發工事、内河開發工事、支那開發工事、通航開發工事等、
 3. 従事した立場の欄は、現場代理人、主任技術者、施工監督、工事主任等、実験目的に記入すること。
 4. 従事した立場の欄は、現場代理人、主任技術者、施工監督、工事主任等、実験目的に記入すること。

様式第2号(ロ) [規則第4条第1項第3号]

2級技術検定(第二次検定)実務経験証明書									
下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。									
国土交通大臣 殿 年月日				証明者		会社又は事業所名 在 所 職 氏			
受 検 申 請 者 管 理 種 目 又 は 受 検 種 別 に 關 する 実 務 經 驗	氏名		生年月日	明治 平成 大正 令和 昭和	年 月 日 生	証明者との関係			
	本籍					現住所			
	勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	在職期間中の受検種目又は受検種別に関する実務経験の内容			在職期間中の受検種目又は受検種別に関する実務経験年数		
				工事種別	工事内容	従事した立場	年月～年月	年月	ヶ月
							.	~	.
							.	~	.
							.	~	.
							.	~	.
							.	~	.
							.	~	.
実務経験年数の合計									.

記載要領

- 「所属(部課名)」の欄は、建設部、工事部、工務課、技術課、等、具体的に記入すること。
- 「工事種別」の欄は、受検する種目に応じて、以下のとくに具体的に記入すること。
建設機械施工:河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事 等
土木施工管理:河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事 等
建築施工管理:建築一式工事、大工工事、鉄筋工事、左官工事 等
電気工事施工管理:構内電気設備工事、発電設備工事、変電設備工事、送配電線工事 等
管工事施工管理:冷凍冷房設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事 等
電気通信工事施工管理:有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、放送機械設備工事 等
造園施工管理:公園工事、庭園工事、道路緑化工事、屋上緑化工事 等
- 「従事した立場」の欄は、現場代理人、主任技術者、施工監督、工事主任、等、具体的に記入すること。
- 受検しようとする種目が種別に細分されていない場合には、「受検種目又は受検種別に関する実務経験」の欄に受検しようとする種目に関する実務経験を記入すること。
- 受検しようとする種目が種別に細分されている場合には、「受検種目又は受検種別に関する実務経験」の欄に受検しようとする種別に関する実務経験を記入すること。

様式第2号(ロ) [規則第4条第1項第3号]

2級技術検定(第二次検定)実務経験証明書									
下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。									
国土交通大臣 殿 年月日				証明者		会社又は事業所名 在 所 職 氏			
受 検 申 請 者 管 理 種 目 又 は 受 検 種 別 に 關 する 実 務 經 驗	氏名		生年月日	明治 平成 大正 令和 昭和	年 月 日 生	証明者との関係			
	本籍					現住所			
	勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	在職期間中の受検種目又は受検種別に関する実務経験の内容			在職期間中の受検種目又は受検種別に関する実務経験年数		
				工事種別	工事内容	従事した立場	年月～年月	年月	ヶ月
							.	~	.
							.	~	.
							.	~	.
							.	~	.
							.	~	.
							.	~	.
実務経験年数の合計									.

記載要領

- 「所属(部課名)」の欄は、建設部、工事部、工務課、技術課、等、具体的に記入すること。
- 「工事種別」の欄は、受検する種目に応じて、以下のとくに具体的に記入すること。
建設機械施工:河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事 等
土木施工管理:河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事 等
建築施工管理:建築一式工事、大工工事、鉄筋工事、左官工事 等
電気工事施工管理:構内電気設備工事、発電設備工事、変電設備工事、送配電線工事 等
管工事施工管理:冷凍冷房設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事 等
電気通信工事施工管理:有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、放送機械設備工事 等
造園施工管理:公園工事、庭園工事、道路緑化工事、屋上緑化工事 等
- 「従事した立場」の欄は、現場代理人、主任技術者、施工監督、工事主任、等、具体的に記入すること。
- 受検しようとする種目が種別に細分されていない場合には、「受検種目又は受検種別に関する実務経験」の欄に受検しようとする種目に関する実務経験を記入すること。
- 受検しようとする種目が種別に細分されている場合には、「受検種目又は受検種別に関する実務経験」の欄に受検しようとする種別に関する実務経験を記入すること。

様式第3号(イ) [規則第5条]

1級技術検定 全部免除申請書		※番号
1級の技術検定の工記検定の全部の免除を受けたいので、關係書類を添付して申請します。		
国土交通大臣		年月日
氏名		

日本産業規格八九五番

1級技術検定 全部免除申請書		※番号
1級の技術検定の工記検定の全部の免除を受けたいので、關係書類を添付して申請します。		
国土交通大臣		年月日
指定試験機関代表者		年月日
氏名		

日本産業規格八九五番

1級技術検定 全部免除申請書		※番号
1級の技術検定の工記検定の全部の免除を受けたいので、關係書類を添付して申請します。		
国土交通大臣		年月日
氏名		

日本産業規格八九五番

様式第3号(ロ) [規則第5条]

2級技術検定 全部免除申請書		※番号
2級の技術検定の工記検定の全部の免除を受けたいので、關係書類を添付して申請します。		
国土交通大臣		年月日
氏名		

日本産業規格八九五番

2級技術検定 全部免除申請書		※番号
2級の技術検定の工記検定の全部の免除を受けたいので、關係書類を添付して申請します。		
国土交通大臣		年月日
指定試験機関代表者		年月日
氏名		

日本産業規格八九五番

様式第3号(イ) [規則第5条]

1級技術検定 全部免除申請書		※番号
1級の技術検定の工記検定の全部の免除を受けたいので、關係書類を添付して申請します。		
国土交通大臣		年月日
指定試験機関代表者		年月日
氏名		

日本産業規格八九五番

1級技術検定 全部免除申請書		※番号
1級の技術検定の工記検定の全部の免除を受けたいので、關係書類を添付して申請します。		
国土交通大臣		年月日
指定試験機関代表者		年月日
氏名		

日本産業規格八九五番

- この用紙は、1種目につき1枚を使用すること。
- ※印がある欄に記入すること。
- 数字は算用数字を用いること。
- 「免除を受けようとする検定」の欄は、免除を受けようとするものを○で囲むこと。
- 「免除を受けようとする検定」の欄の免除を受けようとするものを受検別ごとに○で囲むこと。
- 「免除を受けようとする検定」の欄の免除を受けようとするものを受検別ごとに○で囲むこと。
- 「免除を受けようとする検定」の欄の免除を受けようとするものを受検別ごとに○で囲むこと。
- 「免除を受けようとする検定」の欄の免除を受けようとするものを受検別ごとに○で囲むこと。

様式第4号（イ）〔規則第5条〕

日本産業規格JIS D5301

1級

※番号

1級技術検定一部免除申請書

1級技術検定一部免除申請書

※番号

1級技術検定の下記の検定科目の免除を受けたいので、問合せ書類を添付して申請します。

1級技術検定の下記の検定科目の免除を受けたいので、問合せ書類を添付して申請します。

国土交通大臣

国土交通大臣

国土交通大臣

一般

一般

一般

年
月
日

年
月
日

年
月
日

年
月
日

年
月
日

年
月
日

ふりがな

ふりがな

ふりがな

生年月日	年月日生	本籍				
年月	満年月	現住所				
※免除番号	受検種目	検定区分	免除科目	免除日	試験者	備考
免除を受けようとする						
検定免除を受けた年月日	備					
年月日						
年月日						

- 記載方法
1. この用紙は、1欄目につけ1枚を使用すること。
2. 試験者の欄には記載しないこと。
3. 数字は算用数字を使用すること。

様式第4号（ロ）〔規則第5条〕

日本産業規格JIS D5301

2級

※番号

2級技術検定一部免除申請書

2級技術検定の下記の検定科目の免除を受けたいので、問合せ書類を添付して申請します。

国土交通大臣

国土交通大臣

国土交通大臣

般

般

般

ふりがな

ふりがな

ふりがな

生年月日・生年	年月日生・満年月	本籍				
※免除番号	受検種目	受検区分	免除科目	免除日	試験者	備考
免除を受けようとする						
検定免除を受けた年月日	備					
年月日						
年月日						

- 記載方法
1. この用紙は、1欄目につけ1枚を使用すること。
2. 試験者の欄には記載しないこと。
3. 数字は算用数字を使用すること。
4. 免除を受けようとする検定科目には、「免除を受けようとする検定科目(1)」の欄に免除了を受けようとする検定科目を記入する。
5. 免除を受けようとする検定科目(2)には、「免除を受けようとする検定科目(2)」の欄に免除了を受けようとする検定科目を記入する。

様式第4号（ロ）〔規則第5条〕

日本産業規格JIS D5301

2級

※番号

2級技術検定一部免除申請書

2級技術検定の下記の検定科目の免除を受けたいので、問合せ書類を添付して申請します。

国土交通大臣

国土交通大臣

国土交通大臣

般

般

般

ふりがな

ふりがな

生年月日・生年	年月日生・満年月	本籍				
※免除番号	受検種目	受検区分	免除科目	免除日	試験者	備考
免除を受けようとする						
検定免除を受けた年月日	備					
年月日						
年月日						

- 記載方法
1. この用紙は、1欄目につけ1枚を使用すること。
2. 試験者の欄には記載しないこと。
3. 数字は算用数字を使用すること。
4. 免除を受けようとする検定科目(1)には、「免除を受けようとする検定科目(1)」の欄に免除了を受けようとする検定科目を記入する。
5. 免除を受けようとする検定科目(2)には、「免除を受けようとする検定科目(2)」の欄に免除了を受けようとする検定科目を記入する。

第二条 施工技術検定規則の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で前条の規定による改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		改 正 後	前 条 の 規 定 に よ る 改 正 後
		(新設)	
(技術検定の検定種別)			
	第一条 建設業法施行令（以下「令」という。）第三十四条第五項の建設機械施工管理に係る二級の技術検定の検定種別は、次のとおりとする。		
一 第一種	ブルドーザー、トラクター・ショベル、モーター・スクレーパーその他これらに類する建設機械による施工		
二 第二種	パワー・ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェルその他これらに類する建設機械による施工		
三 第三種	モータードリバーダーによる施工		
四 第四種	ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械による施工		
五 第五種	アスファルト・プラント、アスファルト・デストリビューター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スペレッダー、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上機その他これらに類する建設機械による施工		
六 第六種	くい打機、くい抜機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械による施工		
2 令第三十四条第五項の土木施工管理に係る二級の技術検定の検定種別は、土木、鋼構造物塗装及び薬液注入とする。			
3 令第三十四条第五項の建築施工管理に係る二級の第二次検定の検定種別は、建築、躯体及び仕上げとする。			
(技術検定の科目及び基準)			
	第二条 一級の第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は、検定種目ごとに別表第一に定めるとおりとし、二級の第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は、検定種目ごとに別表第二に定めるとおりとする。		
(試験の科目及び基準)			
	第一条 一級の第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は別表第一に、二級の第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は別表第二に定めるとおりとする。		

2

建設機械施工管理及び土木施工管理に係る二級の第一次検定及び第二次検定の科目は、別表第二に定める科目のうち別表第三において検定種目及び検定種別ごとに定めるものとし、建築施工管理に係る二級の第二次検定の科目は、別表第二に定める科目のうち別表第四において検定種別ごとに定めるものとする。

(削る)

2

建設業法施行令（以下「令」という。）第三十四条第三項の規定により国土交通大臣が種別を定めた場合における第一次検定及び第二次検定の科目は、別表第二に定める科目のうちから国土交通大臣が種別ごとに指定するものとする。

（令第二十六条の学科）

第二条 令第三十六条第一項第一号及び第二号並びに令第三十七条第二項第一号イ(1)及び(2)並びに第二号イ(1)の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。

検定種目	学科
建設機械施工管理	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）、都市工学、衛生工学、交通工学、電気工学、電気通信工学、機械工学又は建築学に関する学科
土木施工管理	土木工学、都市工学、衛生工学、交通工学又は建築学に関する学科
建築施工管理	建築学、土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学又は機械工学に関する学科
電気工事施工管理	電気工学、電気通信工学、土木工学、都市工学、機械工学又は建築学に関する学科

管工事施工管理	土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学、機械工学又は建築学に関する学科
電気通信工事施 工管理	電気通信工学、電気工学、土木工学、都市工学、機械工学又は建築学に関する学科

(第一次検定の受検資格)

第四条 一級の第一次検定を受けることができる者は、当該第一次検定

が行われる日の属する年度の末日における年齢が十九歳以上の者とする。

2 二級の第一次検定を受けることができる者は、当該第一次検定が行

われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者とする。

(第二次検定の受検資格)

第五条 一級の第二次検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

一 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に關し五年以上実務の経験を有する者

二 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に關し国土交通大臣の定める実務の経験（第五号において「特定実務経験」という。）一年以上を含む三年以上実務の経験を有する者

三 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に關し特例監理技術者（建設業法昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十六条第四項

(新設)

に規定する特例監理技術者をいう。) の行うべき職務を補佐する者として一年以上実務の経験を有する者

四 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第二次検定に合格した後同検定種目について一級の第一次検定に合格した者であつて、当該二級の第二次検定に合格した後同検定種目に關し五年以上実務の経験を有する者

五 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第二

次検定に合格した後同検定種目について一級の第一次検定に合格した者であつて、当該二級の第二次検定に合格した後同検定種目に關し特定実務経験一年以上を含む三年以上実務の経験を有する者

六 國土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

2 二級の第二次検定を受けることができる者は、次の各号に掲げる検定種目の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 建設機械施工管理 次のいずれかに該当する者

イ 受検しようとする第二次検定と検定種別を同じくする二級の第一次検定に合格した後同検定種別に關し二年以上実務の経験を有する者

ロ 建設機械施工管理に係る一級の第一次検定に合格した後受検しようとする第二次検定の検定種別に關し一年以上実務の経験を有する者

ハ 國土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

二 土木施工管理 次のいずれかに該当する者

イ 受検しようとする第二次検定と検定種別を同じくする二級の第一次検定に合格した後同検定種別に關し三年以上実務の経験を有する者

ロ 土木施工管理に係る一級の第一次検定に合格した後受検しようとする第二次検定の検定種別に關し一年以上実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

三 建築施工管理 次のいずれかに該当する者

イ 建築施工管理に係る二級の第一次検定に合格した後受検しようとする検定種別に關し三年以上実務の経験を有する者

ロ 建築施工管理に係る一級の第一次検定に合格した後受検しようとする検定種別に關し一年以上実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

四 電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理又は造園施工管理 次のいずれかに該当する者

イ 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第一次検定に合格した後同検定種目に關し三年以上実務の経験を有する者

ロ 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に關し一年以上実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

(受検欠格)

第六条 国土交通大臣が、検定種目（建設機械施工管理及び土木施工管理に係る二級の第一次検定及び第二次検定並びに建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては、検定種別。以下この条において同じ。）ごとに、当該検定種目に係る建設工事に從事するのに障害となると認めて指定する精神上又は身体上の欠陥を有する者は、前二条の規定にかかわらず、当該検定種目に係る技術検定を受けることができない。

（第一次検定の受検申請）

(新設)

（第一次検定の受検申請）

第七条 第一次検定（指定試験機関が第一次検定を受けようとする者から技術検定受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、次に掲げる書類を添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（削る）

（削る）

（削る）

一 國土交通大臣が前条の規定によつて指定する精神上及び身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面

二 （略）

（略）

3 2 国土交通大臣（第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行つう者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、第一次検定を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。次条第三項及び第十五条第二項において同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に

第四条 第一次検定（指定試験機関が第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十六条第一項第一号又は第二号に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第三号に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第四号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第二項に該当する者にあつては第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 令第三十六条第一項第一号又は第二号に規定する学校を卒業したこと及びこれららの規定に規定する学科を修めたことを証する証明書（その証明書を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類）

二 実務経験を証する様式第二号による使用者の証明書（その証明書を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類）

三 受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格したこと

四 國土交通大臣が令第三十六条第一項第四号の規定による認定をするために必要な資料となるべき書類

五 國土交通大臣が令第三十八条の規定によつて指定する精神上及び身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面

六 （略）

（略）

3 2 国土交通大臣（第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行つう者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、第一次検定を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。次条第三項及び第十一条第三項において同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に

に規定する住民票コードをいう。次条第三項及び第十五条第三項において同じ。」以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又は又はそれに代わる書面を提出させることができる。

(第二次検定の受検申請)

第八条 第二次検定（指定試験機関が第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、第五条第一項第一号、第二号若しくは第三号又は第二項第一号口、第二号口、第三号口若しくは第四号口に該当する者にあつては第一号、第四号、第六号及び第七号に掲げる書類を、第五条第一項第四号又は第五号に該当する者にあつては第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる書類を、第五条第一項第六号又は第二項第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ若しくは第四号ハに該当する者にあつては第五号から第七号までに掲げる書類を、第五条第二項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに該当する者にあつては第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格したことを証する書面
- 二 受検しようとする第二次検定と検定種目（建設機械施工管理及び土木施工管理にあつては、検定種別）を同じくする二級の第一次検定に合格したことを証する書面
- 三 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第二次検定に合格したことを証する書面
- 四 (略)

五 國土交通大臣が第五条第一項第六号又は第二項第一号ハ、第二号

規定する住民票コードをいう。次条第三項及び第十条第三項において同じ。」以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。

(第二次検定の受検申請)

第四条の二 第二次検定（指定試験機関が第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十七条第一項第一号に該当する者にあつては第一号、第五号及び第六号に掲げる書類（受検しようとする第二次検定と種目を同じくする一級の第一次検定を令第三十六条第一項第三号に該当する者として受検した者（同項第一号、第二号又は第四号に該当する者を除く。）にあつては、第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類）を、令第三十七条第一項第二号又は第二項第一号口若しくは第二号口に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第一号イ(1)若しくは(2)又は第二号イ(1)に該当する者にあつては第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同項第一号イ(3)若しくは(4)又は第二号イ(2)に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする第一次検定に合格したことを証する書面
- 二 受検しようとする第二次検定と検定種目（建設機械施工管理及び土木施工管理にあつては、検定種別）を同じくする二級の第一次検定に合格したことを証する書面
- 三 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第二次検定に合格したことを証する書面

(新設)

三 國土交通大臣が令第三十七条第一項第二号又は第二項第一号口若

ハ、第三号ハ若しくは第四号ハの規定による認定をするために必要な資料となるべき書類

(削る)

六 國土交通大臣が第六条の規定によつて指定する精神上及び身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面

七 (略)

2・3 (略)

(検定の免除の申請)

第九条 令第三十六条の規定により第一次検定又は第二次検定（いずれも指定試験機関が第一次検定又は第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。以下この項において同じ。）の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検定全部免除申請書に、同条の規定により第一次検定又は第二次検定の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検定一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣に提出しなければならない。

2 令第三十六条の規定により指定試験機関が技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う第一次検定又は第二次検定の全部又は一部の免除を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、それぞれ技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書を技術検定受検申請書とともに当該指定試験機関に提出しなければならない。

(受検票の交付)

第十条 國土交通大臣は、第七条第一項又は第八条第一項の規定による

しきは第二号ロの規定による認定をするために必要な資料となるべき書類

四 令第三十七条第二項第一号イ(1)若しくは(2)又は第二号イ(1)に規定する学校を卒業したこと及びこれらの規定に規定する学科を修めたことを証する証明書（その証明書を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類）

五 國土交通大臣が令第三十八条の規定によつて指定する精神上及び身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面

六 (略)

2・3 (略)

(検定の免除の申請)

第五条 令第三十九条の規定により第一次検定又は第二次検定（いずれも指定試験機関が第一次検定又は第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。以下この項において同じ。）の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検定全部免除申請書に、同条の規定により第一次検定又は第二次検定の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検定一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣に提出しなければならない。

2 令第三十九条の規定により指定試験機関が技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う第一次検定又は第二次検定の全部又は一部の免除を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、それぞれ技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書を技術検定受検申請書とともに当該指定試験機関に提出しなければならない。

(受検票の交付)

第六条 國土交通大臣は、第四条第一項又は第四条の二第一項の規定による

申請があつたときは、技術検定受検申請書及びその添付書類（前条第一項の規定による申請があつたときは、技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書を含む。）を審査し、受検資格（前条第一項の規定による申請があつたときは、検定の免除を受ける資格を含む。）があると認めた者に様式第五号による受検票を交付するものとする。ただし、前条第一項の規定による申請により、第一次検定又は第二次検定の全部の免除を受けて技術検定を受けようとする者については、受検票を交付することを要しない。

2 指定試験機関は、第七条第二項又は第八条第二項の規定による申請があつたときは、当該指定試験機関が定めるところにより、受検資格（前条第二項の規定による申請があつたときは、申請に係る検定の免除を受ける資格を含む。）があると認めた者に受検票を交付するものとする。

第十一條・第十二條（略）

（合格証明書の交付）

第十三條 法第二十七條第五項の規定により合格証明書の交付を受けようとする者は、様式第五号の二による合格証明書交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第十四條（略）

（合格証明書の書換え申請）

第十五条 合格証明書の交付を受けた者は、氏名を変更したときは、合格証明書の書換えを申請することができる。

2 前項の申請をしようとする者は、様式第七号による技術検定合格證明書換申請書に合格証明書を添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

による申請があつたときは、技術検定受検申請書及びその添付書類（前条第一項の規定による申請があつたときは、技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書を含む。）を審査し、受検資格（前条第一項の規定による申請があつたときは、検定の免除を受ける資格を含む。）があると認めた者に様式第五号による受検票を交付するものとする。ただし、前条第一項の規定による申請により、第一次検定又は第二次検定の全部の免除を受けて技術検定を受けようとする者については、受検票を交付することを要しない。

2 指定試験機関は、第四条第二項又は第四条の二第二項の規定による申請があつたときは、当該指定試験機関が定めるところにより、受検資格（前条第二項の規定による申請があつたときは、申請に係る検定の免除を受ける資格を含む。）があると認めた者に受検票を交付するものとする。

第七條・第八條（略）

（合格証明書の交付）

第八条の二 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十七條第五項の規定により合格証明書の交付を受けようとする者は、様式第五号の二による合格証明書交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第九條（略）

（合格証明書の書換え申請）

第十條 合格証明書の交付を受けた者は、本籍又は氏名を変更したときは、合格証明書の書換えを申請することができる。

2 前項の申請をしようとする者は、様式第七号による技術検定合格證明書換申請書に合格証明書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面を添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

3 (略)

第十六条 (略)

(権限の委任)

第十七条 この省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、第十三条に規定する合格証明書の交付を受けようとする者、第十五条第二項に規定する申請をしようとする者又は前条に規定する合格証明書の再交付を申請しようとする者の住所地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一 第十二条の規定による合格証明書の交付の申請を受理すること。

二 第十五条第二項の規定による合格証明書の書換えの申請を受理すること。

三 前条の規定による合格証明書の再交付の申請を受理すること。

別表第一 (第二条関係)

検定種目	検定区分	検定科目	検定基準
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二 (第二条関係)

検定種目	検定区分	検定科目	検定基準
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

3 (略)

第十一條 (略)

(権限の委任)

第十二条 この省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、第八条の二に規定する合格証明書の交付を受けようとする者、第十条第二項に規定する申請をしようとする者又は第十一條に規定する合格証明書の再交付を申請しようとする者の住所地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一 第八条の二の規定による合格証明書の交付の申請を受理すること。

二 第十条第二項の規定による合格証明書の書換えの申請を受理すること。

三 第十一条の規定による合格証明書の再交付の申請を受理すること。

別表第一 (第一条関係)

種目	検定区分	検定科目	検定基準
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二 (第一条関係)

種目	検定区分	検定科目	検定基準
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第三（第二条関係）

第二種	第二種	第一種	検定種目
モーター・グレーダー 潤滑剤 石油燃料 土木工学 建設機械原動機	土木工学 建設機械原動機 シヨベル系建設機械 シヨベル系建設機械施 潤滑剤 工法 施工管理法 法規	土木工学 建設機械原動機 トランクター系建設機械 トランクター系建設機械 施工法 施工管理法 法規	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 第一次検定科目
モーター・グレーダー 操作施工法 施工管理法	シヨベル系建設機械 操作施工法 施工管理法	シヨベル系建設機械 施工管理法	トランクター系建設機械 操作施工法 施工管理法 第二次検定科目

(新設)

第六種	第五種	第四種	
土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑劑 基礎工事用建設機械	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑劑 鋪裝用建設機械 鋪裝用建設機械施工法 施工管理法 法規	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑劑 施工管理法 法規	モーター・グレーダー 施工法 施工管理法 法規
基礎工事用建設機械 操作施工法 施工管理法 基 礎工事用建設機械	鋪裝用建設機械操作 施工管理法 基礎工事用建設機械	締め固め建設機械施工 施工管理法	締め固め建設機械操作 作施工法 施工管理法

別表第四 (第二条関係)	検定種別	建築	躯体	仕上げ	土木施工管理			土木	土木工学等 施工管理法 法規	施工法 施工管理法 法規
					薬液注入	塗装	鋼構造物			
					法規	法規	土木工学等 施工管理法 法規			
					土木工学等 施工管理法 法規	土木工学等 施工管理法 法規	鋼構造物塗装施工管 理法	土木工学等 施工管理法 法規	土木工学等 施工管理法 法規	施工法 施工管理法 法規
					薬液注入施工管理法	薬液注入施工管理法	鋼構造物塗装施工管 理法	土木工学等 施工管理法 法規	土木工学等 施工管理法 法規	施工法 施工管理法 法規

(新設)

様式第1号[規則第7条第1項及び第8条第1項]

技術検定受検申請書	
規則第7条第1項 規則第8条第1項 該該法規で定めた技術検定を受けたいので、關係書類を添付して申請します。	
國土交通大臣 殿	年月日
現住所 (〒)	(電話)
勤務先 (電話まで記入のこと)	(電話)
受検区分	生年月日
受検種目(種別)	試験又は検定に合格した年月日
受検科目	年月日
受検資格 施工技術検定規則第1項第1項第1号	年月日
受検者名 ある年月数	年月日
受検者名に 直接關係のある状態 ある場合	年月日
勤務所在地 (電話まで記入のこと)	(電話)
受検区分	年月日
受検種目	年月日
受検科目	年月日
受検希望地	年月日

記載方法
 1. 受検区分の欄には、受検によりする技術検定の区分を記入すること。併じて、一級第一次検定を受検とする場合は、「一級第一次検定」を記入すること。
 2. 建設機械施工管理による、他の第二次検定を受検とする場合は、「建設機械施工法」を記入すること。
 3. 焼却技術検定による場合は、「焼却技術検定規則第1項第1号」を記入すること。
 4. 施工技術検定による場合は、「施工技術検定規則第1項第1号」を記入すること。
 5. 許可は算用数字を用いること。

(専用)

様式第1号(乙)[規則第4条第1項]

技術検定受検申請書	
規則第4条第1項 該該法規で定めた技術検定(建設機械施工管理規則第2項規定ある場合)に直接關係ある状態 ある場合は、施工技術検定規則第1項第1号を記入すること。 旨に、申請料金に直接關係ある施工法が定められており、 2. 資料は算用数字を用いること。	
國土交通大臣 殿	年月日
現住所 (〒)	(電話)
勤務先 (電話まで記入のこと)	(電話)
受検区分	年月日
受検種目	年月日
受検科目	年月日
受検希望地	年月日

記載方法
 1. 受検区分の欄には、受検によりする技術検定の区分を記入すること。併じて、一級第一次検定を受検する場合は、「一級第一次検定」を記入すること。
 2. 建設機械施工管理による、他の第二次検定を受検する場合は、「建設機械施工法」を記入すること。
 3. 焼却技術検定による場合は、「焼却技術検定規則第1項第1号」を記入すること。
 4. 施工技術検定による場合は、「施工技術検定規則第1項第1号」を記入すること。
 5. 許可は算用数字を用いること。

様式第1号(乙)[規則第4条第1項]

2級 技術検定受検申請書	
2級の技術検定を受けたいので、關係書類を添付して申請します。	
國土交通大臣 殿	年月日
現住所 (〒)	(電話)
勤務先 (電話まで記入のこと)	(電話)
受検区分	年月日
受検種目	年月日
受検希望地	年月日

履歴票	
※登録番号	
ふりがな	年月日生(満年齢)
氏名	年月日生(満年齢)
本籍	年月日生(満年齢)
現住所 (〒)	(電話)
勤務先 (電話まで記入のこと)	(電話)
受検者名に直接關係ある場合	年月日(うち指導監督の実務経験年数 年月)
受検科目	年月日(うち指導監督の実務経験年数 年月)
受検種目	年月日(うち指導監督の実務経験年数 年月)
受検区分	年月日(うち指導監督の実務経験年数 年月)
受検種別	年月日(うち指導監督の実務経験年数 年月)
受検希望地	年月日(うち指導監督の実務経験年数 年月)

技術検定受検申請書	
規則第4条第1項 該該法規で定めた技術検定(建設機械施工管理規則第2項規定ある場合)に直接關係ある状態 ある場合は、施工技術検定規則第1項第1号を記入すること。 旨に、申請料金に直接關係ある施工法が定められており、 2. 資料は算用数字を用いること。	
國土交通大臣 殿	年月日
現住所 (〒)	(電話)
勤務先 (電話まで記入のこと)	(電話)
受検区分	年月日
受検種目	年月日
受検科目	年月日
受検希望地	年月日

履歴票	
※登録番号	
ふりがな	年月日生(満年齢)
氏名	年月日生(満年齢)
本籍	年月日生(満年齢)
現住所 (〒)	(電話)
勤務先 (電話まで記入のこと)	(電話)
受検者名に直接關係ある場合	年月日(うち指導監督の実務経験年数 年月)
受検科目	年月日(うち指導監督の実務経験年数 年月)
受検種目	年月日(うち指導監督の実務経験年数 年月)
受検区分	年月日(うち指導監督の実務経験年数 年月)
受検種別	年月日(うち指導監督の実務経験年数 年月)
受検希望地	年月日(うち指導監督の実務経験年数 年月)

(削る)

様式第2号(ロ) [規則第4条第1項第3号]

2 級技術検定（第二次検定）実務経験証明書			下記の受験日譲者の実務経験内容は、下記に記載します。	
会社名 国土交通省大臣		年 月 日	説明者 氏名	会社又は事業所名 所在場所 氏名
受験者 氏名 本籍	勤務先名 勤務先所在地	所属(部署名) 工事種別	出生年月 性別 年 月 日生	現住所 在職期間中の受験科目又は受験種別に関する実務経験数 在職期間中の受験科目又は受 験種別に対する実務経験数 年月～年月 ヶ月

実務経験年数の合計				
受験種別	勤務先名 勤務先所在地	所属(部署名) 工事種別	出生年月 性別 年 月 日生	現住所 在職期間中の受験科目又は受験種別に関する実務経験数 在職期間中の受験科目又は受 験種別に対する実務経験数 年月～年月 ヶ月
1 工事種別	1 工事種別	1 工事種別	1 工事種別	1 工事種別
2 工事種別	2 工事種別	2 工事種別	2 工事種別	2 工事種別
3 工事種別	3 工事種別	3 工事種別	3 工事種別	3 工事種別
4 工事種別	4 工事種別	4 工事種別	4 工事種別	4 工事種別
5 工事種別	5 工事種別	5 工事種別	5 工事種別	5 工事種別

記載欄
1 「所属部署名」の欄は、建築部、工事部、工務課、技術課等、具体的に記入せよ。

2 「工事種別」の欄は、受験すべき項目について、以下のように具体的に記入せよ。

土木施設施工、河川工事、港湾工事、海岸工事、橋梁工事、ダム工事等

建築施設工事、建築、工場、土木工事、運送工事、鉄道工事、電気工事、ガス工事等

電気、電線、電力設備工事、光通信設備工事、空調設備工事、消防設備工事等

管工事、水道工事、供給設備工事、排水原水設備工事、空気源熱泵設備工事等

電気施設工事、電気設備工事、有線電話設備工事、無線電気設備工事、放送機器設備工事等

道路工管理、公園工事、周囲工事、道路測量工事、無線電気設備工事等

3 「受験した種目の欄」が複数個ある場合は、「受験した種目が複数個ある場合は、工事主任、主任技術者、施工監督等、具体的に記入せよ」とする実務経験を記入する。
4 「受験した種目の欄」が複数個ある場合は、「受験した種目が複数個ある場合は、工事主任、主任技術者等、具体的に記入せよ」とする実務経験を記入する。
5 「受験した種目の欄」が複数個ある場合は、「受験した種目が複数個ある場合は、工事主任、主任技術者等、具体的に記入せよ」とする実務経験を記入する。

様式第3号[規則第9条第1項]

技術検定 全部免除申請書		※番号
建設法施行令に定める技術検定の全部の免除を受けたいので、關係書類を添付して申請します。		
国土交通大臣	殿	年月日
生年月日	年月日生・満年月	本籍
年齢	現住所	
※免除番号	受検種目(種別)	
免除を受けようとする受検区分		
一級・二級 / 第一次検定・第一次検定		
権利の免除を受ける 資格に關係するもの 免許、検定、免許	名	年月又は免許を受けた年月日
	姓	備考
	年月日	
	年月日	

記載方法

1. この用紙は、1種目につき1枚を使用すること。
2. 添付のある欄は記載しないこと。
3. 数字は算用数字を用いること。
4. 「免除を受けようとする受検区分」の欄は、免除を受けようとするものを〇で囲むこと。

(削る)

様式第3号(イ) [規則第5条]

1級技術検定 全部免除申請書		※番号
1級の技術検定の全部の免除を受けたいので、關係書類を添付して申請します。		
国土交通大臣	殿	年月日
生年月日	年月日生・満年月	本籍
年齢	現住所	
※免除番号	受検種目	
免除を受けようとする受検区分		
免許を受けた年月日		
権利の免除を受ける 資格に關係するもの 免許、検定、免許		
名	姓	年月日
	年月日	
	年月日	

記載方法

1. この用紙は、1種目につき1枚を使用すること。
2. 添付のある欄は記載しないこと。
3. 数字は算用数字を用いること。
4. 「免除を受けようとする受検区分」の欄は、免除を受けようとするものを〇で囲むこと。

様式第3号(ロ) [規則第5条]

2級技術検定 全部免除申請書		※番号
2級の技術検定の全部の免除を受けたいので、關係書類を添付して申請します。		
国土交通大臣	殿	年月日
生年月日・年齢	年月日生・満年月	本籍
※免除番号	現住所	
受検種目	受検種別	
免除を受けようとする (1)	第一次検定 第二次検定	免許発行年月日
第二次検定 第二次検定 第二次検定 第二次検定 第三次検定 第三次検定 第三次検定 第三次検定		
第四次検定 第四次検定 第四次検定 第四次検定		
権利の免除を受ける 資格に關係するもの 免許、検定、免許	名	姓
	年月又は免許を受けた年月日	年月日
	年月日	
	年月日	

記載方法

1. この用紙は、1種目につき1枚を使用すること。
2. 添付のある欄は記載しないこと。
3. 数字は算用数字を用いること。
4. 「免除を受けようとする受検区分」の欄は、免除を受けようとするものを〇で囲むこと。
5. 検定(1)の欄に「権利の免除を受ける資格に關係するもの〇で囲むことは、「受検種目の欄に受検しようとする欄目を記載し、「免除を受けようとする欄目が複数ある場合は、各欄目ごとに〇で囲むこと。

様式第4号[規則第9条第1項]

技術検定一部免除申請書	
建設業法第2条に定める技術検定の一部の免除を受けたいので、關係審査書を添付して申請します。	
国土交通大臣	
姓	年 月 日
氏名	年 月 日
※番号	

生年月日	年月日生	本籍
年 齢	満 年 齢	現住所
※免 脱番号	受検種目(検定区分)	
免許を受けようとする受検科目	一級・二級 / 第一次検定・第二次検定	
免許を受けようとする受検科目	名	称
免許を受ける資格の有る者	登録番号(登録年月日)受検者(受検年月日)	
免許、検定、免許	年 月 日	年 月 日

生年月日	年月日生	本籍
年 齢	満 年 齢	現住所
※免 脱番号	受検種目(検定区分)	
免許を受けようとする受検科目	名	
免許を受ける資格の有る者	年 月 日	年 月 日
免許、検定、免許	年 月 日	年 月 日

記載方法
1. この用紙は1欄目に一つ1枚を使用すること。

2. 同じの受検欄には複数枚使用しないこと。
(新規) 数字は算用数字を用いること。

3. 「免許を受ける資格の有る者」欄は、免許を受けようとする者の名〇で囲むこと。

(削る)

様式第4号(イ)[規則第5条]

1級技術検定一部免除申請書	
1級の技術検定の下記の検定科目の免除を受けたいので、關係審査書を添付して申請します。	
国土交通大臣	
姓	年 月 日
氏名	年 月 日
※番号	

生年月日・年齢	年月日生	本籍
年 齢	満 年 齢	現住所
※免 脱番号	受検区分	
免許を受けようとする受検科目(1)	受検科目	
免許を受けようとする受検科目(2)	受検科目	
免許を受ける資格の有る者	年 月 日	年 月 日
免許、検定、免許	年 月 日	年 月 日

記載方法
1. この用紙は1欄目につき1枚を使用すること。

2. 同じの受検欄には複数枚使用しないこと。
(新規) 数字は算用数字を用いること。

3. 「免許を受ける資格の有る者」欄は、免許を受けようとする者の名〇で囲むこと。

様式第4号(ロ)[規則第5条]

日本建築学会規則第4号	
2級技術検定一部免除申請書	
2級の技術検定の下記の検定科目の免除を受けたいので、關係審査書を添付して申請します。	
国土交通大臣	
姓	年 月 日
氏名	年 月 日
※番号	

生年月日・年齢	年月日生	本籍
年 齢	満 年 齢	現住所
※免 脱番号	受検区分	
免許を受けようとする受検科目(1)	受検科目	
免許を受けようとする受検科目(2)	受検科目	
免許を受ける資格の有る者	年 月 日	年 月 日
免許、検定、免許	年 月 日	年 月 日

記載方法
1. この用紙は1欄目につき1枚を使用すること。

2. 同じの受検欄には複数枚使用しないこと。
(新規) 数字は算用数字を用いること。

3. 「免許を受ける資格の有る者」欄は、免許を受けようとする者の名〇で囲むこと。

様式第5号(イ) [規則第10条]

様式第5号(イ) [規則第6条]

1級技術検定受検票

住 所			
氏 名			
受検種目	鑑定区分	試験地	受検番号
試験会場			

住 所			
氏 名			
受検種目	鑑定区分	試験地	受検番号
試験会場			

様式第5号(ロ) [規則第10条]

様式第5号(ロ) [規則第6条]

2級技術検定受検票

(用紙B)

住 所			
氏 名			
受検種目	鑑定区分	試験地	受検番号
試験会場			

住 所			
氏 名			
受検種目	鑑定区分	試験地	受検番号
試験会場			

様式第5号の2 [規則第13条]

技術検定合格証明書交付申請書	
1級 第一次検定 合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。 2級 第二次検定 合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。	
地政監理官長	氏名 _____
北海道開拓局長	氏名 _____
本 編	郵便番号() -
現 住 所	電話番号() -
生 年 月 日	年 月 日 生
技術検定の受験種目(複数用)	

記入方法
1. 合格証明書の交付を受けたいとする種別と検定区分を○で囲むこと。
2. 数字は算用数字を用いること。

(削る)

様式第5号の2(イ) [規則第8条の2]

1級技術検定合格証明書交付申請書	
1級 第一次検定 合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。	
地政監理官長	氏名 _____
北海道開拓局長	氏名 _____
本 編	郵便番号() -
現 住 所	電話番号() -
生 年 月 日	年 月 日 生
技術検定の種目	

記入方法
1. 合格証明書の交付を受けたいとする種別と検定区分を○で囲むこと。
2. 数字は算用数字を用いること。

様式第5号の2(ロ) [規則第8条の2]

2級技術検定合格証明書交付申請書	
2級 第二次検定 合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。	
地政監理官長	氏名 _____
北海道開拓局長	氏名 _____
本 編	郵便番号() -
現 住 所	電話番号() -
生 年 月 日	年 月 日 生
技術検定の種目及び種別	

記入方法
1. 合格証明書の交付を受けたいとする種別と検定区分を○で囲むこと。
2. 数字は算用数字を用いること。

様式第6号(イ) [規則第14条]

日本産業規格B列5番	番号
1級技術検定(第一次検定)合格証明書	
写真	写真
本籍 氏名	年月日生

建設業法の規定に基づく
に關する1級の第一次検定に合格した

ことを証し、1級
技士補と称することを認める。

年月日

国土交通大臣

印

様式第6号(ロ) [規則第14条]

日本産業規格B列5番	番号
------------	----

1級技術検定(第二次検定)合格証明書



写真

本籍 氏名	年月日生
----------	------

建設業法の規定に基づく
に關する1級の第二次検定に合格した

ことを証し、1級
技士補と称することを認める。

年月日

国土交通大臣

印

様式第6号(ロ) [規則第9条]

日本産業規格B列5番	番号
1級技術検定(第二次検定)合格証明書	
写真	写真
本籍 氏名	年月日生

建設業法の規定に基づく
に關する1級の第二次検定に合格した

ことを証し、1級
技士補と称することを認める。

年月日

国土交通大臣

印

様式第6号(ハ) [規則第14条]

日本産業規格JISF番号	番号
2級技術検定(第一次検定)合格証明書	
本籍 氏名	年月日生
写真	

建設業法の規定に基づく

に関する2級の第一次検定()に

合格したことを証し、2級

技士補()と称することを認める。

年月日

国土交通大臣

印

様式第6号(二) [規則第14条]

日本産業規格JISF番号	番号
2級技術検定(第二次検定)合格証明書	
本籍 氏名	年月日生
写真	

建設業法の規定に基づく

に関する2級の第二次検定()に

合格したことを証し、2級

技士()と称することを認める。

年月日

国土交通大臣

印

様式第6号(二) [規則第9条]

日本産業規格JISF番号	番号
2級技術検定(第二次検定)合格証明書	
本籍 氏名	年月日生
写真	

建設業法の規定に基づく

に関する2級の第二次検定()に

合格したことを証し、2級

技士と称することを認める。

年月日

国土交通大臣

印

様式第7号[規則第15条]

様式第7号[規則第11条]

日本産業規格A列15番

技術検定合格証明書書換申請書

※ 番号	
------	--

技術検定合格証明書の書換えを受けたいので、関係書類を添付して申請します。

地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿

年 月 日

住 所

氏 名

- (1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日
(2) 技術検定の受検区分及び受検種目(種別)並びに技術検定合格証明書の番号
(3) 申請の理由

氏名の変更 (新氏名)
氏名の変更 (旧氏名)

技術検定合格証明書書換申請書

※ 番号	
------	--

技術検定合格証明書の書換えを受けたいので、関係書類を添付して申請します。

地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿

年 月 日

住 所

氏 名

- (1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日
(2) 技術検定の種目、級、区分及び種別並びに技術検定合格証明書の番号
(3) 申請の理由

本籍の変更 (新本籍)
本籍の変更 (旧本籍)

氏名の変更 (新氏名)
氏名の変更 (旧氏名)

様式第8号[規則第16条]

様式第8号[規則第11条]

「日本産業規格公認」(5番)

技術検定合格証明書再交付申請書

※番号	
-----	--

技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。

地方整備局長
北海道開発局長

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長

年 月 日

住 所
氏 名

住 所
氏 名

- (1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日
- (2) 技術検定の受検区分及び受検種目(種別)並びに技術検定合格証明書の番号
- (3) 再交付申請の理由

技術検定合格証明書の交付を受けた年月日

技術検定の種目、級、区分及び種別並びに技術検定合格証明書の番号

再交付申請の理由

技術検定合格証明書再交付申請書

※番号	
-----	--

技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。

地方整備局長
北海道開発局長

年 月 日

住 所
氏 名

〔
合格証明書の再交付
手数料として納める
収入印紙を貼る欄
申請者は消印をしないこと。
〕

〔
合格証明書の再交付
手数料として納める
収入印紙を貼る欄
申請者は消印をしないこと。
〕

（建設業法施行規則の一部改正）

第三条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する
改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう^に改め、改正前欄及び改正後欄に
対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。
）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対
象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対
象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(許可の更新の申請)

第五条 法第三条第三項の規定により、許可の更新を受けようと/orする者は、有効期間満了の日の三十日前までに許可申請書を提出しなければならない。

(法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者)

第七条の三 法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

土木工事業

建築工事業	一 技術検定のうち建設機械施工管理又は土木施工管理に係る一級又は二級の第二次検定(土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「土木」とするものに限る。)に合格した者
二 (略)	

改 正 前

(許可の更新の申請)

第五条 法第三条第三項の規定により、許可の更新を受けようと/orする者は、有効期間満了の日前三十日前までに許可申請書を提出しなければならない。

(法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者)

第七条の三 法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

土木工事業

建築工事業	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を建設機械施工管理又は一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
二 (略)	

大工工事業

		一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者
二	技術検定のうち建築施工管理に係る一級の第一次検定に合格した後大工工事に関し三年以上実務の経験を有する者	二 技術検定のうち建築施工管理に係る一級の第一次検定に合格した後大工工事に関し三年以上実務の経験を有する者
	三	技術検定のうち建築施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（二級の第二次検定にあつては種別を「建築」とするものに限る。）に合格した後大工工事に関し五年以上実務の経験を有する者
四	（略）	四・五 （略）
	六 建築一式工事及び大工工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事に關し八年を超える実務の経験を有する者	六 建築一式工事及び大工工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事に關し八年を超える実務の経験を有する者
七	大工工事及び内装仕上工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事に關し八年を超える実務の経験を有する者	七 大工工事及び内装仕上工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事に關し八年を超える実務の経験を有する者
者		

大工工事業

		一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者
二	（新設）	（新設）
	五 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し八年を超える実務の経験を有する者	四・二・三 （略）
	四 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し八年を超える実務の経験を有する者	四 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し八年を超える実務の経験を有する者
（新設）	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者

<p>四 （七） （略）</p>	<p>とび・土工工事業</p> <p>二</p> <p>技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後とび・土工・コンクリート工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三</p> <p>技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二級の第二次検定に合格した後とび・土工・コンクリート工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p>	<p>三</p> <p>実務の経験を有する者</p> <p>技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二級の第二次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後左官工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四</p> <p>（略）</p>
--------------------------	---	---

<p>二 （五） （略）</p>	<p>とび・土工工事業</p> <p>二</p> <p>（新設）</p> <p>法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を建設機械施工管理、一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。）又是一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>二</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p>
--------------------------	--	---------------------------------

屋根工事業	石工事業	
一　技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の者（略）	<p>一　技術検定のうち土木施工管理又は建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「土木」とするものに限り、建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二　技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後石工事に關し三年以上実務の経験を有する者は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「鋼構造物塗装」又は「薬液注入」とするものに限り、建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後石工事に關し五年以上実務の経験を有する者</p>	<p>八　土木一式工事及び土工・コンクリート工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工・コンクリート工事に關し八年を超える実務の経験を有する者</p> <p>九　とび・土工・コンクリート工事及び解体工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工・コンクリート工事に關し八年を超える実務の経験を有する者</p>

屋根工事業	石工事業	
一　法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者	<p>一　法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二　（新設）（略）</p>	<p>六　土木工事業及び土工工事業に係る建設工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に關し八年を超える実務の経験を有する者</p> <p>七　とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に關し八年を超える実務の経験を有する者</p>

	管工事業	電気工事業	
二〇六	(略)	二〇六 (略)	<p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は土木施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後屋根工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若是造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定(建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)に合格した後屋根工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 ・五 (略)</p> <p>六 建築一式工事及び屋根工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p>
二〇六 (略)	一 技術検定のうち管工事施工管理に係る一級又は二級の第二次検定に合格した者		<p>二 ・三 (略)</p> <p>四 (新設)</p>

	管工事業	電気工事業	
二〇六	(略)	二〇六 (略)	<p>二 ・三 (略)</p> <p>四 (新設)</p>
二〇六 (略)	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者		<p>二 ・三 (略)</p> <p>四 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p>

級の第二次検定(二級の第二次検定にあつては種別を「仕上げ」とするものに限る。)に合格した者

うち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者

			タイル・れん が・ブロツク 工事業
二 鉄筋工事業	業 鋼構造物工事	一 技術検定のうち土木施工管理又は建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者	二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は土木施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後タイル・れんが・ブロツク工事に関し三年以上実務の経験を有する者 三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「建築」とするものに限る。）に合格した後タイル・れんが・ブロツク工事に関し五年以上実務の経験を有する者 四 （略）
二 鉄筋工事業	業 鋼構造物工事	一 技術検定のうち土木施工管理又は建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「土木」とするものに限り、建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「躯体」とするものに限る。）に合格した者 二 （略）	二 （新設） （略）

			タイル・れん が・ブロツク 工事業
二 鉄筋工事業	業 鋼構造物工事	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者 二 （略）	二 （新設） （略）
二 鉄筋工事業	業 鋼構造物工事	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者 （新設）	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 （新設）

三	舗装工事業 しゅんせつ工 事 業	三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は土木施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後鉄筋工事に關し三年以上実務の経験を有する者
二	一 技術検定のうち建設機械施工管理又は土木施工 管理に係る一級又は二級の第二次検定（土木施工 管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「 土木」とするものに限る。）に合格した者 （略）	四 （略）

（新設）	舗装工事業 しゅんせつ工 事 業	（新設） 二 法第二十七条第二項の規定による第二次検定の うち検定種目を建設機械施工管理又は一級の土木 施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「 土木」とするものに限る。）とするものに合格し た者 （略）
（新設）	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定の うち検定種目を一級の土木施工管理又は二級の土 木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。 ）とするものに合格した者	

ガラス工事業	板金工事業		
一 級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した	五 土木一式工事及びしゅんせつ工事に関する十二年以上実務の経験を有する者	四 土木一式工事及びしゅんせつ工事に関する八年を超える実務の経験を有する者	又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「鋼構造物塗装」又は「薬液注入」とするものに限る。）に合格した後しゅんせつ工事に関する五年以上実務の経験を有する者
（略）	（略）	（略）	（略）

ガラス工事業	板金工事業		
一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者	三 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者	二 土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関する十二年以上実務の経験を有する者、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関する八年を超える実務の経験を有する者	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（略）

塗装工事業	
二 者 （新設）	二 技術検定のうち建築施工管理に係る一級の第一次検定に合格した後ガラス工事に関し三年以上実務の経験を有する者
三 者 （略）	三 技術検定のうち建築施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（二級の第二次検定にあっては種別を「建築」又は「軀体」とするものに限る。）に合格した後ガラス工事に関し五年以上実務の経験を有する者
四 者 （新設）	四 五 建築一式工事及びガラス工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事に關し八年を超える実務の経験を有する者
五 者 （新設）	一 技術検定のうち土木施工管理又は建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「鋼構造物塗装」とする二級の第二次検定にあつては種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者
二 者 （新設）	二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後塗装工事に關し三年以上実務の経験を有する者
三 者 （新設）	三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限り、建築施工管理に係る二級の第二次検

塗装工事業	
三 者 （新設）	三 二 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に關し八年を超える実務の経験を有する者
一 者 （新設）	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者
二 者 （新設）	二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後塗装工事に關し三年以上実務の経験を有する者

業 内装仕上工事	防水工事業	
者 別を「仕上げ」とするものに限る。)に合格した	<p>一　技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定(二級の第二次検定にあつては種別を「仕上げ」とするものに限る。)に合格した者</p> <p>二　技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は土木施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後防水工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三　技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定(建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)に合格した後防水工事に關し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四　(略)</p> <p>五　建築一式工事及び防水工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、防水工事に關し八年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)に合格した後塗装工事に關し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 (略)</p>

業 内装仕上工事	防水工事業	
者 別を「仕上げ」とするものに限る。)に合格した	<p>一　法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>二 (新設)</p> <p>三 (新設)</p> <p>一　法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>	<p>二 (新設)</p>

機械器具設置工事業	二 技術検定のうち建築施工管理に係る一級の第一 次検定に合格した後内装仕上工事に関し三年以上 実務の経験を有する者
一 大工工事及び内装仕上工事に 関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事に 関し八年を超える実務の経験を有する者	三 技術検定のうち建築施工管理に係る二級の第一 次検定又は第二次検定（二級の第二次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後内装仕上工事に関し五年以上 実務の経験を有する者
二 技術検定のうち建築施工管理に係る二級の第一 次検定又は第二次検定（二級の第二次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後内装仕上工事に関し五年以上 実務の経験を有する者	四 建築一式工事及び内装仕上工事に 関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事に 関し八年を超える実務の経験を有する者
三 技術検定のうち建築施工管理、電気工事施工管 理又は管工事施工管理に係る一級の第一次検定又 は第二次検定に合格した後機械器具設置工事に関 し三年以上実務の経験を有する者	五 建築一式工事及び内装仕上工事に 関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、 内装仕上工事に 関し八年を超える実務の経験を有する者

機械器具設置工事業	二・三 (新設) (略)
一 大工工事業及び内装仕上工事業に 関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、 内装仕上工事業に 関し八年を超える実務の経験を有する者	四 建築工事業及び内装仕上工事業に 関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、 内装仕上工事業に 関し八年を超える実務の経験を有する者
二 技術検定のうち建築施工管理、電気工事施工管 理又は管工事施工管理に係る一級の第一次検定又 は第二次検定に合格した後機械器具設置工事に関 し三年以上実務の経験を有する者	五 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のう ち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択 科目を機械部門に係るものとするものに限る。）と するものに合格した者
三 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験 のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門 (選択科目を機械部門に係るものとするものに限 る。)とするものに合格した者	

			熱絶縁工事業
造園工事業	電気通信工業		
一 級の第二次検定に合格した者	一 技術検定のうち造園施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者	二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は土木施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後熱絶縁工事に關し三年以上実務の經驗を有する者	三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後熱絶縁工事に關し五年以上実務の經驗を有する者

			熱絶縁工事業
造園工事業	電気通信工業		
一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を造園施工管理とするものに合格した者	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者	二 建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に關し十二年以上実務の経験を有する者（新設）	三 建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に關し十二年以上実務の経験を有する者（うち、熱絶縁工事業に係る建設工事に關し八年を超える実務の経験を有する者）

水道施設工事	建具工事業	さく井工事業	二・三 (略)
一　技術検定のうち土木施工管理に係る一級又は二級の第一次検定又は第二次検定に合格した後さく井工事に関する三年以上実務の経験を有する者	<p>一　技術検定のうち土木施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した後さく井工事に関する三年以上実務の経験を有する者</p> <p>二　技術検定のうち土木施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した後さく井工事に関する五年以上実務の経験を有する者</p> <p>三　(略)</p> <p>四　(略)</p>	<p>一　技術検定のうち土木施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る一級又は二級の第二次検定にあつては種別を「仕上げ」とするものに限る。)に合格した者</p> <p>二　技術検定のうち建築施工管理若しくは管工事施工管理に係る一級の第一次検定又は管工事施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後建具工事に関する三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三　技術検定のうち建築施工管理又は管工事施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定(建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)に合格した後建具工事に関する五年以上実務の経験を有する者</p>	二・三 (略)

水道施設工事	建具工事業	さく井工事業	た者 (略)
一　法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者	<p>一　法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>二　(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>一　(新設) 二　(略)</p>	二・三 (略)

業 消防施設工事		
業 消防施設工事		
業 消防施設工事		

級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては種別を「土木」とするものに限る。）に合格した者

（新設）

二|| 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は建築施工管理、管工事施工管理

若しくは造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後水道施設工事に関し三年以上実務の経験を有する者

三|| 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「鋼構造物塗装」又は「薬液注入」とするものに限る。）に合格

した後水道施設工事に関し五年以上実務の経験を有する者

四|| （略）

五|| 土木一式工事及び水道施設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者

一 技術検定のうち建築施工管理、電気工事施工管理又は管工事施工管理に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した後消防施設工事に関し三年以上実務の経験を有する者
二 技術検定のうち建築施工管理、電気工事施工管理又は管工事施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した後消防施設工事に関し五年以上実務の経験を有する者

（新設）

業

業 消防施設工事		
業 消防施設工事		

うち検定種目を一級の土木施工管理又は二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者

（新設）

（新設）

（略）

二|| 土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に關し八年を超える実務の経験を有する者

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の七第一項の規定による甲種消防設備士免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者

（新設）

業

		清掃施設工事業	
三	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十 七条の七第一項の規定による甲種消防設備士免状 又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者		
一	技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、 管工事施工管理又は造園施工管理に係る一級の第 一次検定又は第二次検定に合格した後清掃施設工 事に関し三年以上実務の経験を有する者		
二	技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、 管工事施工管理又は造園施工管理に係る二級の第 一次検定又は第二次検定に合格した後清掃施設工 事に関し五年以上実務の経験を有する者		
三	技術士法第四条第一項の規定による第二次試験 のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を「廃 棄物・資源循環」とするものに限る。）又は総合 技術監理部門（選択科目を「廃棄物・資源循環」 とするものに限る。）とするものに合格した者		
解体工事業			

		清掃施設工事業	
(新設)			
(新設)			

次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「鋼構造物塗装」又は「薬液注入」とするものに限り、建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した後解体工事に関する五年以上実務の経験を有する者

四（六）
(略)

七 土木一式工事及び解体工事に関する十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に関する八年を超える実務の経験を有する者

八 建築一式工事及び解体工事に関する十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に関する八年を超える実務の経験を有する者

九 とび・土工・コンクリート工事及び解体工事に関する十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に関する八年を超える実務の経験を有する者

三・四
(略)

(登録の申請)

第七条の四 前条第二号の表とび・土工工事業の項第六号若しくは第七号、同表電気工事業の項第六号又は同表解体工事業の項第六号の登録（以下この条から第七条の七まで、第七条の十五及び第七条の十八において「登録」という。）は、それぞれ登録地すべり防止工事試験、登録基礎ぐい工事試験、登録計装試験又は登録解体工事試験（以下「登録技術試験」という。）の実施に関する事務（以下「登録技術試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

五 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関する十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関する八年を超える実務の経験を有する者

二（四）
(略)

六 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関する十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関する八年を超える実務の経験を有する者

七 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関する十二年以上実務の絏験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関する八年を超える実務の経験を有する者

三・四
(略)

(登録の申請)

第七条の四 前条第二号の表とび・土工工事業の項第四号若しくは第五号、同表電気工事業の項第六号又は同表解体工事業の項第四号の登録（以下この条から第七条の七まで、第七条の十五及び第七条の十八において「登録」という。）は、それぞれ登録地すべり防止工事試験、登録基礎ぐい工事試験、登録計装試験又は登録解体工事試験（以下「登録技術試験」という。）の実施に関する事務（以下「登録技術試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

<p>2・3 (略)</p> <p>(帳簿の記載等)</p> <p>第七条の十六 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録技術試験実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。</p>
<p>3・4 (略)</p> <p>(法第十一條第一項の変更の届出)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>3 2 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して変更届出書を提出する者は、前項の規定にかかるわらず、同項第一号に掲げる書類（第四条第三項の国土交通大臣の定める書類に該当するものに限る。）及び同項第二号に掲げる書面（第三条第三項の国土交通大臣が定める書面に限る。）の提出を省略することができる。</p>
<p>(施工体制台帳の記載事項等)</p> <p>第十四条の二 法第二十四条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次とのおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 作成建設業者が請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項</p> <p>イヽチ (略)</p> <p>リ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）</p> <p>別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の</p>
<p>(施工体制台帳の記載事項等)</p> <p>第十四条の二 法第二十四条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次とのおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 作成建設業者が請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項</p> <p>イヽチ (略)</p> <p>リ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）</p> <p>別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の</p>

下欄第一号に係るものに限る。)を決定された者(第四号リにおいて「一号特定技能外国人」という。)及び同表の技能実習の在留資格を決定された者(第四号リにおいて「外国人技能実習生」という。)の従事の状況

三 (略)

四 前号の下請負人が請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項
イ)チ (略)
リ 一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事の状況

二 (略)

3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十四条の八第一項に規定する施工体制台帳への記載に代えることができる。

4 第二項各号に掲げる添付書類の記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて当該添付書類に代えることができる。

(再下請負通知を行うべき事項等)

第十四条の四 (略)

2 (8) (略)

9 第三項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機

下欄第一号に係るものに限る。)を決定された者(第四号リにおいて「一号特定技能外国人」という。)、同表の技能実習の在留資格を決定された者(第四号リにおいて「外国人技能実習生」という。)及び同法別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの(第四号リにおいて「外国人建設就労者」という。)の従事の状況

三 (略)

四 前号の下請負人が請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項
イ)チ (略)
リ 一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況

二 (略)

3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十四条の八第一項に規定する施工体制台帳への記載に代えることができる。

4 第二項各号に掲げる添付書類の記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて当該添付書類に代えることができる。

(再下請負通知を行うべき事項等)

第十四条の四 (略)

2 (8) (略)

9 第三項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機

器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて第三項に規定する添付書類に代えることができる。

器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて第三項に規定する添付書類に代えることができる。

(特定専門工事の合意の内容等)

第十七条の六 (略)

2 法第二十六条の三第三項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第四号の主任技術者が法第二十六条の二第七項第一号に掲げる要件を満たしていることを証する書面

二 (略)

(講習規程の記載事項)

第十七条の十二 法第二十六条の十一第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

十一 第十七条の十六第三項の帳簿その他の講習業務に関する書類の管理に関する事項

十二 (略)

(帳簿)

第十七条の十六 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十六条の十七に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3・4 (略)

(講習の実施結果の報告)

第十七条の十八 (略)

(特定専門工事の合意の内容等)

第十七条の六 (略)

2 法第二十六条の三第三項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第四号の主任技術者が法第二十六条の二第六項第一号に掲げる要件を満たしていることを証する書面

二 (略)

(講習規程の記載事項)

第十七条の十二 法第二十六条の十一第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

十一 第十七条の十四第三項の帳簿その他の講習業務に関する書類の管理に関する事項

十二 (略)

(帳簿)

第十七条の十六 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十六条の十七に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3・4 (略)

(講習の実施結果の報告)

第十七条の十八 (略)

2 前項の報告書には、第十七条の十六第一項第四号に掲げる事項を記載した修了者一覧表並びに講義に用いた教材及び試験に用いた問題用紙を添えなければならない。

3 (略)

(帳簿)

第十七条の三十 (略)

(略)

3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十七条の十に規定する帳簿への記載に代えることができる。

4 第二項に規定する写真が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項の写真に代えることができる。

5 (略)

(資格者証の交付の申請)

第十七条の三十四 法第二十七条の十八第一項の規定による資格者証の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した資格者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「資格者証用写真」という。）を添えて、これを国土交通大臣（指定資格者証交付機関が交付等事務を行う場合にあつては、指定資格者証交付機関。第三項、第十七条の三十六第一項及び第三項並びに第十七条の三十七第一項及び第四項において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、第十七条の十四第一項第四号に掲げる事項を記載した修了者一覧表並びに講義に用いた教材及び試験に用いた問題用紙を添えなければならない。

3 (略)

(帳簿)

第十七条の三十 (略)

(略)

3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十七条の十に規定する帳簿への記載に代えることができる。

4 第二項に規定する写真が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項の写真に代えることができる。

5 (略)

(資格者証の交付の申請)

第十七条の三十四 法第二十七条の十八第一項の規定による資格者証の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した資格者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「資格者証用写真」という。）を添えて、これを国土交通大臣（指定資格者証交付機関が交付等事務を行う場合にあつては、指定資格者証交付機関。第三項、第十七条の三十六第一項及び第三項並びに第十七条の三十七第一項及び第四項において同じ。）に提出しなければならない。

一〇三 (略)

3 2
(略)

国土交通大臣は、資格者証の交付を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

4・5 (略)

(資格者証の記載事項及び様式)

第十七条の三十五 法第二十七条の十八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 交付を受ける者の氏名、生年月日及び住所

二〇九 (略)

2・3 (略)

(資格者証の記載事項の変更等)

第十七条の三十六 資格者証の交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、三十日以内に、国土交通大臣に届け出て資格者証に変更に係る事項の記載を受け、又は新たな資格者証の交付を申請しなければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。

二 (略)

三 資格者証の交付を受けている者が建設業者の業務に従事している場合にあつては、第十七条の三十四第一項第三号に掲げる事項について変更があつたとき。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十五号の六による資格者証変更届出書を、前項第三号に該当することとなつた場合においてはこれに第十七条の三十四第二項第二号に掲げる書面を

一〇三 (略)

3 2
(略)

国土交通大臣（指定資格者証交付機関が交付等事務を行う場合については、指定資格者証交付機関。第十七条の三十四において同じ。）は、資格者証の交付を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

4・5 (略)

(資格者証の記載事項及び様式)

第十七条の三十五 法第二十七条の十八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 交付を受ける者の氏名、生年月日、本籍及び住所

二〇九 (略)

2・3 (略)

(資格者証の記載事項の変更)

第十七条の三十六 資格者証の交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、三十日以内に国土交通大臣に届け出て、資格者証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

一 氏名、本籍又は住所を変更したとき。

二 (略)

三 資格者証の交付を受けている者が建設業者の業務に従事している場合にあつては、第十七条の三十二第一項第三号に掲げる事項について変更があつたとき。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十五号の六による資格者証変更届出書を、前項第三号に該当することとなつた場合においてはこれに第十七条の三十二第二項第二号に掲げる書面を

添えて、これを提出しなければならない。

(略)

4||3 第十七条の三十四条第一項から第四項までの規定は、第一項の交付申請について準用する。

5|| 第一項の新たな資格者証の交付は、当該申請者が現に有する資格者証と引換えに行うものとする。

6|| 第一項の規定により交付を受けた新たな資格者証の有効期間は、その交付を受けた日から起算するものとする。

(資格者証の再交付等)

第十七条の三十七 資格者証の交付を受けている者は、資格者証を失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、国土交通大臣に資格者証の再交付又は新たな資格者証の交付を申請することができる。

(略)

3||2 第十七条の二十四条第一項から第四項までの規定は、第一項の交付申請について準用する。

(削る)

4 資格者証を亡失してその再交付又は新たな資格者証の交付を受けた者は、亡失した資格者証を発見したときは、遅滞なく、発見した資格者証を国土交通大臣に返納しなければならない。

5 汚損又は破損を理由とする資格者証の再交付又は新たな資格者証の交付は、汚損し、又は破損した資格者証と引換えに行うものとする。

6|| 第一項の規定により交付を受けた新たな資格者証の有効期間は、その交付を受けた日から起算するものとする。

(資格者証の有効期間の更新)

第十七条の三十八 法第二十七条の十八第五項の規定による資格者証の有効期間の更新の申請は、当該資格者証の有効期間の満了の日の三十日前までに新たな資格者証の交付を申請することにより行うものとする。

添えて、これを提出しなければならない。

(略)

3 (新設)

(資格者証の再交付等)

第十七条の三十七 資格者証の交付を受けている者は、資格者証を失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、国土交通大臣に資格者証の再交付を申請することができる。

(略)

2 (新設)

3|| 汚損又は破損を理由とする資格者証の再交付は、汚損し、又は破損した資格者証と引換えに新たな資格者証を交付して行うものとする。

4 資格者証を亡失してその再交付を受けた者は、亡失した資格者証を発見したときは、遅滞なく、発見した資格者証を国土交通大臣に返納しなければならない。

(新設)

(新設)

(資格者証の有効期間の更新)

第十七条の三十八 法第二十七条の十八第五項の規定による資格者証の有効期間の更新の申請は、当該資格者証の有効期間の満了の日の三十日前までに新たな資格者証の交付を申請することにより行うものとする。

る。

2 第十七条の三十四第一項から第四項までの規定は、前項の交付申請について準用する。

3 (略)

(準用)

第十七条の四十四 第十七条の二十三、第十七条の二十八、第十七条の三十二及び第十七条の三十三の規定は、指定資格者証交付機関について準用する。この場合において、第十七条の二十三中「法第二十七条の四第二項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の四第二項」と、第十七条の二十八第一項中「法第二十七条の八第一項前段」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の四第二項」と、同条第二項中「法第二十七条の八第一項後段」とあるのは「法第二十七条的十九第五項において準用する法第二十七条の八第一項後段」と、第十七条の三十二中「法第二十七条の十三第一項」とあるのは「法第二十七条的十九第五項において準用する法第二十七条的十三第一項」と、同条第一号並びに第十七条の三十三第一号及び第二号中「試験事務」とあるのは「交付等事務」と、同条中「法第二十七条的十五第三項」とあるのは「法第二十七条的十九第五項において準用する法第二十七条的十五第三項」と読み替えるものとする。

(帳簿の記載等)
第十八条の十六 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録基幹技能者講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

2

第十七条の三十二第一項から第四項までの規定は、前項の交付申請について準用する。

3 (略)

(準用)

第十七条の四十四 第十七条の二十一、第十七条の二十六、第十七条の三十及び第十七条の三十一の規定は、指定資格者証交付機関について準用する。この場合において、第十七条の二十一中「法第二十七条の四第二項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の四第二項」と、第十七条の二十六第一項中「法第二十七条の八第一項前段」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の八第一項前段」と、「試験事務規程」とあるのは「交付等事務規程」と、同条第二項中「法第二十七条の八第一項後段」とあるのは「法第二十七条の九第一項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の八第一項後段」と、第十七条の三十一中「法第二十七条の十三第一項」とあるのは「法第二十七条的十九第五項において準用する法第二十七条的十三第一項」と、同条第一号並びに第十七条の三十一第一号及び第二号中「試験事務」とあるのは「交付等事務」と、同条中「法第二十七条的十五第三項」とあるのは「法第二十七条的十九第五項において準用する法第二十七条的十五第三項」と読み替えるものとする。

(帳簿の記載等)
第十八条の十六 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録基幹技能者講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるとときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3・4 (略)

(帳簿)

第二十一条の八 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録経営状況分析機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十七条の二十二において準用する法第二十六条の十七に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3・4 (略)

(準用)

第二十一条の十 第十七条の五、第十七条の十三から第十七条の十五まで及び第十七条の十七の規定は登録経営状況分析機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七条の十四	第十七条の十二及び第十七条の十三 (見出しを含む。)	第十七条の十三	第十七条の十二	第十七条の五
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

3・4 (略)

(帳簿)

第二十一条の八 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録経営状況分析機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十七条の二十二において準用する法第二十六条の十七に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3・4 (略)

(準用)

第二十一条の十 第十七条の五、第十七条の十一から第十七条の十三まで及び第十七条の十五の規定は登録経営状況分析機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七条の十二	第十七条の十一及び第十七条の十五 (見出しを含む。)	第十七条の十一	第十七条の十	第十七条の五
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

項	第十七条の十五第一	(略)
第十七条の十七	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(帳簿の記載事項等)
第二十六条 (略)

25 (略)

6 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十条の三に規定する帳簿への記載に代えることができる。

7 第二項各号に掲げる書類がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項各号に規定する添付書類に代えることができる。

8 第五項各号に掲げる図書が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項各号の図書に代えることができる。

(権限の委任)
第三十条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、

項	第十七条の十三第一	(略)
第十七条の十五	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(帳簿の記載事項等)
第二十六条 (略)

25 (略)

6 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十条の三に規定する帳簿への記載に代えることができる。

7 第二項各号に掲げる書類がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項各号に規定する添付書類に代えることができる。

8 第五項各号に掲げる図書が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項各号の図書に代えることができる。

(権限の委任)
第三十条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、

次に掲げるもの以外のものは、建設業者、法第三条第一項の許可を受けようとする者、譲受人、合併存続法人等、分割承継法人若しくは相続人の主たる営業所の所在地、法第七条第二号ハ、法第十五条第二号ハ若しくは第七条第一号ハの認定若しくは法第二十七条第五項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第四十一条第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十九条の六第二項から第四項まで（同項については、同条第二項の勧告に関する部分に限る。）、法第二十五条の二十七第三項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条の二第二项第一項、法第二十九条の三第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項、法第四十一条並びに法第四十一条の二（第五項を除く。）並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十六（略）

十七・十八（略）

十九 登録講習実施機関及び登録経営状況分析機関に関する第十七条の四（第十七条の五（第二十一条の十において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十七条の十三及び第十七条の十七（第二十一条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七条の十八第一項、第二十一条の六第二号並びに第二十一条の九第一項の規定による権限

二十 指定試験機関及び指定資格者証交付機関に関する第十七条の二十二第一項、第十七条の二十三（第十七条の四十四において準用する場合を含む。）、第十七条の二十四第一項、第十七条の二十六、第十七条の二十八（第十七条の四十四において準用する場合を含む。）、第十七条の二十九、第十七条の二十一第一項、第十七条の三十二及び第十七条の三十三（第十七条の四十四においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七条の四十第一項、第十七条の四

次に掲げるもの以外のものは、建設業者、法第三条第一項の許可を受けようとする者、譲受人、合併存続法人等、分割承継法人若しくは相続人の主たる営業所の所在地、法第七条第二号ハ、法第十五条第二号ハ若しくは第七条第一号ハの認定若しくは法第二十七条第五項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第四十一条第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十九条の六第二項から第四項まで（同項については、同条第二項の勧告に関する部分に限る。）、法第二十五条の二十七第三項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条、法第二十九条の二第二项第一項、法第二十九条の三第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項、法第四十一条並びに法第四十一条の二（第五項を除く。）並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十六（略）

十七・十八（略）

十九 登録講習実施機関及び登録経営状況分析機関に関する第十七条の四（第十七条の五（第二十一条の十において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十七条の十一及び第十七条の十五（第二十一条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七条の十六第一項、第二十一条の六第二号並びに第二十一条の九第一項の規定による権限

二十 指定試験機関及び指定資格者証交付機関に関する第十七条の二十一第一項、第十七条の二十一（第十七条の四十二において準用する場合を含む。）、第十七条の二十二第一項、第十七条の二十四、第十七条の二十六（第十七条の四十二において準用する場合を含む。）、第十七条の二十七、第十七条の二十九第一項、第十七条の三十一及び第十七条の三十一（第十七条の四十二においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七条の三十八第一項、第十七条の四

四十二並びに第十七条の四十三の規定による権限

二十一 資格者証に関する第十七条の三十四第一項及び第三項（第十七条の三十八第二項において準用する場合を含む。）、第十七条の三十五第三項、第十七条の三十六第一項及び第三項並びに第十七条の三十七第一項及び第四項の規定による権限
二十二～二十四 （略）

十並びに第十七条の四十一の規定による権限

二十一 資格者証に関する第十七条の三十二第一項及び第三項（第十七条の三十六第二項において準用する場合を含む。）、第十七条の三十三第三項、第十七条の三十四第一項及び第三項並びに第十七条の三十五第一項及び第四項の規定による権限
二十二～二十四 （略）

2

（略）

様式第二十五号の四 (第十七条の三十四関係)

資格者証交付申請書

令和 年 月 日

国土交通大臣

監

指定資格者証交付機関代表者

1. 目積区分 〔積み下ろし区分(CODE)〕 〔記入する場合は、必ず記入してください。〕	2. 資質者証 ※交付番号
※交付番号	有効期限 ※令和 年 月 日

3. 田耕者氏名

アリカナ
氏名

4. 三年月日

元号
〔西暦：西暦、西暦×西暦、西暦×西暦〕

5. 父 母

父・母・孫・孫

被用者印

被用者印

6. 住 所

被用者印
被用者印
被用者印

7. 所属地団体名

被用者印
被用者印
被用者印

8. 監理井筒番号

井筒番号
井筒番号

9. 監理井筒番号

井筒番号
井筒番号

9. 監理井筒番号(ある場合はのみ記載)

井筒番号
井筒番号

9. 監理井筒番号(ある場合はのみ記載)

井筒番号
井筒番号

10. 受付番号
受付場所
受付日令和 年 月 日

様式第二十五号の四 (第十七条の三十二関係)

資格者証交付申請書

令和 年 月 日

国土交通大臣

監

指定資格者証交付機関代表者

1. 目積区分 〔積み下ろし区分(CODE)〕 〔記入する場合は、必ず記入してください。〕	2. 資質者証 ※交付番号
※交付番号	有効期限 ※令和 年 月 日

3. 田耕者氏名

アリカナ
氏名

4. 三年月日

元号
〔西暦：西暦、西暦×西暦、西暦×西暦〕

5. 父 母

父・母・孫・孫

被用者印

被用者印

6. 住 所

被用者印
被用者印
被用者印

7. 所属地団体名

被用者印
被用者印
被用者印

8. 監理井筒番号

井筒番号
井筒番号

9. 監理井筒番号

井筒番号
井筒番号

9. 監理井筒番号(ある場合はのみ記載)

井筒番号
井筒番号

9. 監理井筒番号(ある場合はのみ記載)

井筒番号
井筒番号

10. 受付番号
受付場所
受付日令和 年 月 日

記載要領

1・2 (略)

3 「申請区分」の欄は、次の分類に従い該当する区分に○を記入すること。

「新規」…現在、資格者証の交付を受けていない者が交付を申請する場合

「追加」…既に資格者証の交付を受けている者が資格者証に記載されている監理技術者資格と異なる監理技術者資格を有することにより、記載される資格又は対応する建設業の種類を変更するために新たな資格者証の交付を申請する場合

「更新」…既に資格者証の交付を受けている者がその有効期間の更新を申請する場合

「書換」…既に資格者証の交付を受けている者が資格者証に記載されている事項の変更を行うために新たな資格者証の交付を申請する場合

「再発行」…既に資格者証の交付を受けている者が「亡失」、「滅失」、「汚損」又は「破損」により新たな資格者証の交付を申請する場合

4～7 (略)

8 「住所」の欄は、都道府県コードとそれに続く住所を記入すること。「都道府県コード」のカラムには、別表（三）の分類に従い該当するコードを記入し、また、都道府県名に続く郡市区町村名・街区符号・住居番号等については、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ一（ハイフン）を用いて、例えば霞ヶ関 [2] 曰 [1] 曰 [3] [] [] のように左詰めで記入すること。
「電話番号」のカラムには、例えは06 曰 [9] 曰 [4] 曰 [2] 曰 [1] 曰 [4] 曰 [] のように左詰めで記入すること。

記載要領

1・2 (略)

3 「申請区分」の欄は、次の分類に従い該当する区分に○を記入すること。

「新規」…現在、資格者証の交付を受けている者が交付を申請する場合

「追加」…既に資格者証の交付を受けている者が資格者証に記載されている監理技術者資格と異なる監理技術者資格を有することにより、記載される資格又は対応する建設業の種類を変更するために新たな資格者証の交付を申請する場合

「更新」…既に資格者証の交付を受けている者がその有効期間の更新を申請する場合

(新設)
(新設)

4～7 (略)

8 「住所」の欄は、都道府県コードとそれに続く住所を記入すること。「都道府県コード」のカラムには、別表（三）の分類に従い該当するコードを記入し、また、都道府県名に続く郡市区町村名・街区符号・住居番号等については、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ一（ハイフン）を用いて、例えば霞ヶ関 [2] 曰 [1] 曰 [3] [] [] のように左詰めで記入すること。
「電話番号」のカラムには、市外局番、局番及び番号をそれぞれ一（ハイフン）で区切り、例えは06 曰 [9] 曰 [4] 曰 [2] 曰 [1] 曰 [4] 曰 [] のように左詰めで記入すること。

9~11 (略)

様式第二十五号の五 (第十七条の三十五関係)

(表面)

53.92×17.1×-4.1±0.2T

54.03×21.1×-4.1±0.2T

氏名	年月日生		
住所			
初回交付	年	月	日
交付番号	第	年	月
監理技術者資格者証	号		
写真			
国土交通大臣	まで有効		
指定資格者証交付機関代表者			
所属建設業者			
有する資格			
建設業の種類	土木大工と河川整備工事新規工事が監修外機関監視用井戸水質測定		
有・無			

印

85.47ミリメートル以上
85.2ミリメートル以下

(裏面)

備考 **磁気ストライプを埋め込まること。**

備考 1 本籍の欄は、本籍地の所在する都道府県名(日本の国籍を有しない者にあつては、その者が有する国籍)を記載すること。
2 磁気ストライプを埋め込まること。

9~11 (略)

様式第二十五号の五 (第十七条の三十三関係)

(裏面)

53.92×17.1×-4.1±0.2T

54.03×21.1×-4.1±0.2T

氏名	年月日生		
住所			
初回交付	年	月	日
交付番号	第	年	月
監理技術者資格者証	号		
写真			
国土交通大臣	まで有効		
指定資格者証交付機関代表者			
所属建設業者			
有する資格			
建設業の種類	土木大工と河川整備工事新規工事が監修外機関監視用井戸水質測定		
有・無			

85.47ミリメートル以上
85.2ミリメートル以下

(裏面)

様式第二十五号の六（第十七条の三十六関係）

登 格 者 証 索 变 更 届 出 書

令和 年 月 日

国土交通大臣
指定審査者並交付機関代表者 殿

下記のとおり、
（ふたごとおり）国土交通大臣より監理技術者登録
について、変更届出の届け出をいたしました。

1. 変更届出

(1)	(2)	(3)	(4)
-----	-----	-----	-----

2. 許可證番號

番号
令和 年 月 日

3. 申請者氏名

フリガナ
姓 名
〔田林〕

4. 生年月日

元号
西暦
〔西暦記入例：昭和 6 年 5 月 6 日〕

5. 本籍

番号
都・道・府・県

6. 生 所

番号
都・道・府・県・市町村名等

7. 所属建築業者

番号
大字・町名
番号
都・道・府・県・市町村名等
番号
電話番号
郵便番号
都・道・府・県・市町村名等

8. 監理技術者登録

(1) 区分
番号
姓 名
〔田林〕
(2) 区分
番号
姓 名
〔田林〕
(3) 区分
番号
姓 名
〔田林〕
(4) 区分
番号
姓 名
〔田林〕
(5) 区分
番号
姓 名
〔田林〕
(6) 区分
番号
姓 名
〔田林〕
(7) 区分
番号
姓 名
〔田林〕
(8) 区分
番号
姓 名
〔田林〕
(9) 区分
番号
姓 名
〔田林〕
(10) 区分
番号
姓 名
〔田林〕

9. 受付番号 受付場所 受付日 令和 年 月 日

様式第二十五号の六（第十七条の三十四関係）

登 格 者 証 索 变 更 届 出 書

令和 年 月 日

国土交通大臣
指定審査者並交付機関代表者 殿

下記のとおり、
（ふたごとおり）国土交通大臣より監理技術者登録
について、変更届出の届け出をいたしました。

1. 変更届出

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
-----	-----	-----	-----	-----

2. 許可證番號

番号
令和 年 月 日

3. 申請者氏名

フリガナ
姓 名
〔田林〕

4. 生年月日

元号
西暦
〔西暦記入例：昭和 6 年 5 月 6 日〕

5. 本籍

番号
都・道・府・県

6. 生 所

番号
都・道・府・県・市町村名等

7. 所属建築業者

番号
大字・町名
番号
都・道・府・県・市町村名等
番号
電話番号
郵便番号
都・道・府・県・市町村名等

8. 監理技術者登録

(1) 区分
番号
姓 名
〔田林〕
(2) 区分
番号
姓 名
〔田林〕
(3) 区分
番号
姓 名
〔田林〕
(4) 区分
番号
姓 名
〔田林〕
(5) 区分
番号
姓 名
〔田林〕
(6) 区分
番号
姓 名
〔田林〕
(7) 区分
番号
姓 名
〔田林〕
(8) 区分
番号
姓 名
〔田林〕
(9) 区分
番号
姓 名
〔田林〕
(10) 区分
番号
姓 名
〔田林〕

9. 受付番号 受付場所 受付日 令和 年 月 日

記載要領

1～7 (略)

8 住所に変更があった場合は、「住所」「郵便番号」「電話番号」のすべてのカラムに変更後の内容を記入すること。その際、「住所」のカラムには、都道府県コードとそれに続く住所を記入すること。「都道府県コード」のカラムには、別表(三)の分類に従い該当するコードを記入し、また、都道府県名に続く郡市区町村名・街区符号・住居番号等については、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ一(ハイフン)を用いて、例えば■ ケ 関 2 曰 1 曰 [3] □ □ □ のように左詰めで記入すること。「電話番号」のカラムには、例えば0 6 曰 9 4 2 曰 1 1 4 1 □ □ のように左詰めで記入すること。

9・10 (略)

様式第二十五号の七(第十七条の三十七関係)

(略)

(別表) (二)

コード	資格区分
(略)	(略)

コード	資格区分
1 A	" (附則第4条該当)

記載要領

1～7 (略)

8 住所に変更があった場合は、「住所」「郵便番号」「電話番号」のすべてのカラムに変更後の内容を記入すること。その際、「住所」のカラムには、都道府県コードとそれに続く住所を記入すること。「都道府県コード」のカラムには、別表(三)の分類に従い該当するコードを記入し、また、都道府県名に続く郡市区町村名・街区符号・住居番号等については、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ一(ハイフン)を用いて、例えば■ ケ 関 2 曰 1 曰 [3] □ □ □ のように左詰めで記入すること。「電話番号」のカラムには、市外局番、局番及び番号をそれぞれ一(ハイフン)で区切り、例えば0 6 曰 9 4 2 曰 1 1 4 1 □ のように左詰めで記入すること。

9・10 (略)

様式第二十五号の七(第十七条の三十五関係)

(略)

(別表) (二)

コード	資格区分
(略)	(略)

コード	資格区分
1 A	" (附則第4条該当)

1 F	一級建設機械施工管理技士補
1 G	二級建設機械施工管理技士 (第1種～第6種) (附則第四條該當)
1 H	一級土木施工管理技士補
1 I	二級土木施工管理技士 (土木) (附則第4條)
1 J	二級土木施工管理技士補 (土木)
1 K	二級土木施工管理技士補 (鋼構造物塗裝)
1 L	二級土木施工管理技士 (薬液注入)
1 M	" (第1種～第6種) (附則第四條該當)
1 N	" (土木) (附則第4條)
1 O	" (鋼構造物塗裝)
1 P	" (薬液注入)

1 A	二級建設機械施工管理技士 (第1種～第6種) (附則第四條該當)
1 B	" (第1種～第6種) (附則第四條該當)
1 C	" (土木) (附則第4條)
1 D	" (鋼構造物塗裝)
1 E	" (薬液注入) (附則第4條)

	第4条該当)
1 L	二級土木施工管理技士補 (薬液注入)
2 O	(略)
2 A	" (附則第4条該當)
2 C	一級建築施工管理技士補
2 1	二級建築施工管理技士 (建築)
(略)	(略)
2 3	" (仕上 <small>レフ</small>)
2 D	二級建築施工管理技士補
2 7	一級電気工事施工管理技士
2 E	一級電気工事施工管理技士補
2 8	二級電気工事施工管理技士
2 F	二級電気工事施工管理技士補
2 9	一級管工事施工管理技士
2 G	一級管工事施工管理技士補

	業 法	1 E	第4条該当)	"	(薬液注入) (附則)
		2 0	(略)		
		2 A	"	(附則第4条該當)	
		2 1	二級	"	(建築)
		(略)	(略)		
		2 3	"	(仕上 <small>レフ</small>)	
		2 7	一級電気工事施工管理技士		
		2 8	二級電気工事施工管理技士		
		2 9	一級管工事施工管理技士		
		2 9	一級管工事施工管理技士		

3 0	二級管工事施工管理技士	3 0	二級管工事施工管理技士
3 A	二級管工事施工管理技士補		
3 1	一級電気通信工事施工管理技士	3 1	一級電気通信工事施工管理技士
3 B	一級電気通信工事施工管理技士補		
3 2	二級電気通信工事施工管理技士	3 2	二級電気通信工事施工管理技士
3 C	二級電気通信工事施工管理技士補		
3 3	一級造園施工管理技士	3 3	一級造園施工管理技士
3 D	一級造園施工管理技士補		
3 4	二級造園施工管理技士	3 4	二級造園施工管理技士
3 E	二級造園施工管理技士補		
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(別 表) (四)

備考
(略)

備考
(略)

(別 表) (四)

コード	資格区分
(略)	(略)
1 1 1	(略)
1 1 A	" (附則第4条該当)
1 1 F	一級建設機械施工管理技士補
2 1 2	二級建設機械施工管理技士 (第1種～第6種)
2 1 B	" (第1種～第6種) (附則第4条該当)
2 1 G	二級建設機械施工管理技士補 (第1種～第6種)
建 (略)	(略)
1 1 C	" (附則第4条該当)
1 1 H	一級土木施工管理技士補
2 1 4	二級土木施工管理技士 (土木)
2 1 D	(略)

コード	資格区分
(略)	(略)
1 1 1	(略)
1 1 A	" (附則第4条該当)
2 1 2	二級 " (第1種～第6種)
2 1 B	" (附則第4条該当)
建 (略)	(略)
1 1 C	" (附則第4条該当)
1 1 H	一級土木施工管理技士補
2 1 4	二級 " (土木)
2 1 D	(略)

2 1 I	二級土木施工管理技士補 (土木)	2 1 D (略)
2 1 5	二級土木施工管理技士 (鋼構造物塗装)	2 1 5 // (鋼構造物塗装)
2 1 J	二級土木施工管理技士補 (鋼構造物塗装)	2 1 6 // (略)
2 1 6	二級土木施工管理技士 (薬液注入)	2 1 E // (附則第4条該当)
2 1 E	// (薬液注入) (附則第4条該當)	2 1 K // (附則第4条該當)
2 1 K	二級土木施工管理技士補 (薬液注入)	1 2 0 // (略)
1 2 0	(略)	1 2 A // (附則第4条該當)
1 2 A	// (附則第4条該當)	1 2 C // (建築)
1 2 C	一級建築施工管理技士補	2 2 1 // (建築)
2 2 1	二級建築施工管理技士 (建築)	2 2 A // (略)
(略)	(略)	2 2 3 // (仕上げ)
2 2 3	// (仕上げ)	2 2 D // (建築)
2 2 D	二級建築施工管理技士補	1 2 7 // (建築)
1 2 7	一級電気工事施工管理技士	1 2 7 // (建築)

2 1 D (略)		
2 1 5 // (鋼構造物塗装)		
2 1 6 // (略)		
2 1 E // (附則第4条該當)		
2 1 K // (附則第4条該當)		
1 2 0 // (略)		
1 2 A // (附則第4条該當)		
1 2 C // (建築)		
2 2 1 // (建築)		
2 2 A // (略)		
2 2 3 // (仕上げ)		
2 2 D // (建築)		
1 2 7 // (建築)		
1 2 7 // (建築)		

1 2 E	一級電氣工事施工管理技士補		
2 2 8	二級電氣工事施工管理技士	2 2 8	二級 〃
2 2 F	二級電氣工事施工管理技士補		
1 2 9	一級管工事施工管理技士	1 2 9	一級管工事施工管理技士
1 2 G	一級管工事施工管理技士補		
2 3 0	二級管工事施工管理技士	2 3 0	二級 〃
2 3 A	二級管工事施工管理技士補		
1 3 1	一級電氣通信工事施工管理技士	1 3 1	一級電氣通信工事施工管理技士
1 3 B	一級電氣通信工事施工管理技士補		
2 3 2	二級電氣通信工事施工管理技士	2 3 2	二級 〃
2 3 C	二級電氣通信工事施工管理技士補		
1 3 3	一級造園施工管理技士	1 3 3	一級造園施工管理技士
1 3 D	一級造園施工管理技士補		
2 3 4	二級造園施工管理技士	2 3 4	二級 〃
2 3 E	二級造園施工管理技士補		

1 3 3	一級造園施工管理技士		
1 3 D	一級造園施工管理技士補		
2 3 4	二級造園施工管理技士	2 3 4	二級 〃
2 3 E	二級造園施工管理技士補		

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

備考 (略)

備考 (略)

第四条 建設業法施行規則の一部を次のように改正する。

第七条の三第二号の表中「種別」を「検定種別」に改める。

第十七条の二十中「第三十九条」を「第三十六条」に改める。

第十七条の三十第二項中「第四条第一項第六号及び第四条の二第一項第六号」を「第七条第一項第二号及び第八条第一号第七号」に改める。

第十八条（見出しを含む。）中「第四十五条」を「第四十二条」に改める。

第三十条第一項中「第四十一条第一項の」を「第三十八条第一項の」に改め、同項第十五号中「第三十四条第三項、令第三十六条第一項第四号、令第三十七条第一項第二号並びに第二項第一号口及び第二号口、令第三十八条、令第三十九条、令第四十一条第一項並びに令第四十二条第一項」を「第三十六条、令第三十八条第一項及び令第三十九条第一項」に改め、同項第十六号中「第四十五条第二号」を「令第四十二条第二号」に改め、同項第二十一号中「第十七条の三十四第一項及び第三項（）の下に「第十七条の三十六第四項、第十七条の三十七第三項及び」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、建設業法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第三条（建設業法施行規則第五条、第七条の十六第二項、第九条第三項、第十四条の二第一項、第三項及び第四項、第十四条の四第九項、第十七条の六第二項第一号、第十七条の十二第十一号、第十七条の十六第二項、第十七条の十八第二項、第十七条の三十第三項及び第四項、第十七条の三十六第一項第三号及び第二項、第十七条の三十八第二項、第十七条の四十四、第十八条の十六第二項、第二十一条の八第二項、第二十一条の十、第二十六条第六項から第八項まで並びに第三十条第一項第十九号から第二十一号までの改正規定に限る。）並びに附則第六条の規定 公布の日

二 第三条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 令和五年七月一日

三 附則第四条の規定 令和六年一月一日

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に交付した第二条の規定による改正前の施工技術検定規則様式第六号による合格証明書は、第二条の規定による改正後の施工技術検定規則（以下「第二条改正後施工技術検

定規則」という。）様式第六号による合格証明書とみなす。

第三条 建設業法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第七十号）の施行の日からこの省令の施行の日までの間に建設業法第二十七条第五項の規定により合格証明書の交付を受けた者から第二条改正後施工技術検定規則第十五条第二項の規定による合格証明書の書換え又は第二条改正後施工技術検定規則第十六条の規定による合格証明書の再交付の申請があつた場合に交付する合格証明書の様式は、第二条改正後施工技術検定規則様式第六号の様式にかかわらず、次の様式によるものとする。

附則様式（イ）（附則第3条関係）

番 号

1級技術検定（第一次検定）合格証明書

氏名

年 月 日生

写真

建設業法の規定に基づく

に關する1級の第一次検定に合格した

ことを証し、1級 技士補と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣

印

附則様式（ロ）（附則第3条関係）

番 号

1級技術検定（第二次検定）合格証明書

氏名

年 月 日生

写真

建設業法の規定に基づく

に關する1級の第二次検定に合格した

ことを証し、1級
技士と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣

印

附則様式（ハ）（附則第3条関係）

番 号

2級技術検定（第一次検定）合格証明書

氏名

年 月 日生

写真

建設業法の規定に基づく

に關する2級の第一次検定に合格した

ことを証し、2級
技士補と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣

印

附則様式(二) (附則第3条関係)

番 号

2級技術検定(第二次検定)合格証明書

氏名

年 月 日生

写真

建設業法の規定に基づく

に關する2級の第二次検定に合格した

ことを証し、2級
技士と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣

印

（準備行為）

第四条 第一次検定又は第二次検定（いすれも指定試験機関が第一次検定又は第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、この省令の施行の日前においても、第二条改正後施工技術検定規則第七条第一項又は第八条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 國土交通大臣は、前項の規定による申請があつた場合には、この省令の施行の日前においても、第二条改正後施工技術検定規則第十条第一項の規定の例により、第二条改正後施工技術検定規則第四条から第六条までに定める受検資格があると認めた者に受検票の交付をするものとする。

（建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五条 建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成二十一年国土交通省令

第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後

改 正 前

附 則
(略)

3|| 1・2 この省令の施行前に建設業法第二十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けていた者から新規則第十条第二項の規定による合格証明書の書換え又は新規則第十一條の規定による合格証明書の再交付の申請があつた場合に交付する合格証明書の様式については、新規別記様式第六号の様式にかかわらず、次の様式によるものとする。

附則様式（イ）（附則第3項関係）

氏名	年月日生	1級技術検定合格証明書	番号
建設業法の規定に基づく に関する1級の技術検定に合格した ことを証し、1級 技士と称することを認める。			
年月日	印	国土交通大臣	

附 則
(略)

3|| 1・2 この省令の施行前に建設業法第二十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けていた者から新規則第十条第二項の規定による合格証明書の書換え又は新規則第十一條の規定による合格証明書の再交付の申請があつた場合に交付する合格証明書の様式については、新規別記様式第六号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附則様式(口) (附則第3項関係)

番号

2級技術検定合格証明書

氏名

年月日生

建設業法の規定に基づく
に関する2級の技術検定に合格した

ことを証し、2級
技士と称することを認める。

年月日

国土交通大臣

印

(建設業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第六条 建設業法施行規則等の一部を改正する省令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改 正 後

附 則
(経過措置)

第二条 (略)
2・3 (略)

4|| この省令の施行前に交付した改正前の施工技術検定規則様式第六号による合格証明書は、新施工技術検定規則様式第六号による合格証明書とみなす。

5|| 建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令(平成二十一年国土交通省令第四十五号)の施行の日から一部施行日までの間に建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の建設業法第二十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けていた者から新施工技術検定規則第十条第二項の規定による合格証明書の書換え又は新施工技術検定規則第十二条の規定による合格証明書の再交付の申請があつた場合に交付する合格証明書の様式については、新施工技術検定規則別記様式第六号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

改 正 前

附 則
(経過措置)

第二条 (新設)
2・3 (略)

(新設)

(建設業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第七条 建設業法施行規則等の一部を改正する省令の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後

前 条 の 規 定 に よ る 改 正 後

附 則
(経過措置)

第二条 (略)
2 (略)
4

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令(平成二十一年国土交通省令第四十五号)の施行の日から一部施行日までの間に建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の建設業法第二十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けていた者から新施工技術検定規則第十条第二項の規定による合格証明書の書換え又は新施工技術検定規則第十一項の規定による合格証明書の再交付の申請があつた場合に交付する合格証明書の様式については、新施工技術検定規則別記様式第六号の様式にかかわらず、次の様式によるものとする。

附 則
(経過措置)

第二条 (略)
2 (略)
4

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令(平成二十一年国土交通省令第四十五号)の施行の日から一部施行日までの間に建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の建設業法第二十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けていた者から新施工技術検定規則第十条第二項の規定による合格証明書の書換え又は新施工技術検定規則第十一項の規定による合格証明書の再交付の申請があつた場合に交付する合格証明書の様式については、新施工技術検定規則別記様式第六号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附則様式（イ）（附則第2条第5項関係）

番 号

1級技術検定合格証明書

氏名

年 月 日生

写真

建設業法の規定に基づく

に關する1級の技術検定に合格した

ことを証し、1級 技士と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣

印

附則様式（ロ）（附則第2条第5項関係）

番 号

2級技術検定合格証明書

写真

氏名

年 月 日生

建設業法の規定に基づく

に關する2級の技術検定に合格した

ことを証し、2級 技士と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣

印

○国土交通省告示第五百十三号

施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第五条第一項第六号の規定に基づき、同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のように定める。

令和五年五月十二日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

施工技術検定規則第五条第一項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件

1 施工技術検定規則（以下「検定規則」という。）第五条第一項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

一次の表の上欄に掲げる検定種目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

土木施工管理

一 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験（技術部門を建設部門、上下水道部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門若しくは上下水道部門に係るもの、「

農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに限る。次号において同じ。)に合格した後土木施工管理に関する五年以上実務の経験を有する者	
建築施工管理	<p>二 技術士法による第二次試験に合格した後土木施工管理に関し特定実務経験（検定規則第五条第一項第二号に規定する特定実務経験をいう。以下同じ。）一年以上を含む三年以上実務の経験を有する者</p> <p>一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士試験に合格した後建築施工管理に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>二 建築士法による一級建築士試験に合格した後建築施工管理に関し特定実務経験一年以上を含む三年以上実務の経験を有する者</p>

以上実務の経験を有する者

二 電気工事施工管理に係る一級の第一次検定に合格した者であつて、電気工事士法による第一種電気工事士免状の交付を受けた後（同法による第一種電気工事士試験に合格した者にあつては、第一種電気工事士試験に合格した後）電気工事施工管理に関し特定実務経験一年以上を含む三年以上実務の経験を有する者

一 その他国土交通大臣が検定規則第五条第一項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

2 前項に定めるもののほか、第一号から第三号までに掲げる者は建設業法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百五十三号。以下「改正令」という。）の施行の日から令和十一年三月三十日までの間において、第四号に掲げる者は同年四月一日以後において、それぞれ検定規則第五条第一項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者として取り扱う。

一 改正令の施行の日において改正令による改正前の建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下「旧令」という。）第三十七条第一項各号に現に該当している者

一 改正令の施行の日以後に、受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次

検定に合格し、かつ、旧令第三十六条第一項第一号、第二号又は第四号に該当することとなつた者

三 改正令の施行の日以後に旧令第三十七条第一項第二号に該当することとなつた者

四 改正令の施行の日以後に前三号に該当する者として検定規則第十条の規定により第二次検定の受検票の交付を受けた者であつて、当該第二次検定を再度受検しようとする者

附 則

- 1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 建設業法施行令第三十七条第一項第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和三年国土交通省告示第九十八号）は、廃止する。

○国土交通省告示第五百四十四号

施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第五条第二項第一号ハの規定に基づき、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のように定める。

令和五年五月十二日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

施工技術検定規則第五条第二項第一号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件

1 施工技術検定規則（以下「検定規則」という。）第五条第二項第一号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

一 受検しようとする第二次検定と検定種別を同じくする二級の第一次検定に合格した者であつて、同検定種別に係る建設機械の操作について六年以上実務の経験（当該建設機械を操作し建設工事を施工した経験に限る。）を有する者

二 その他国土交通大臣が検定規則第五条第二項第一号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

2 前項に定めるもののほか、第一号及び第二号に掲げる者は建設業法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百五十三号。以下「改正令」という。）の施行の日から令和十一年三月三十一

日までの間において、第三号に掲げる者は同年四月一日以後において、それぞれ検定規則第五条第二項第一号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者として取り扱う。

一 改正令の施行の日において改正令による改正前の建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。次号において「旧令」という。）第三十七条第二項第一号イ又はロに現に該当している者

二 改正令の施行の日以後に旧令第三十七条第二項第一号イ又はロに該当することとなつた者

三 改正令の施行の日以後に前二号に該当する者として検定規則第十条の規定により第二次検定の受検票の交付を受けた者であつて、当該第二次検定を再度受検しようとする者

附 則

- 1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和三年国土交通省告示第九十九号）は、廃止する。

○国土交通省告示第五百五十五号

施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第五条第二項第二号ハの規定に基づき、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のように定める。

令和五年五月十二日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

施工技術検定規則第五条第二項第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件

1 施工技術検定規則（以下「検定規則」という。）第五条第二項第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

一 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験（技術部門を建設部門、上下水道部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門若しくは上下水道部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに限る。）に合格した後受検しようとする検定種別に関し一年以上実務の経験を有する者

二 その他国土交通大臣が検定規則第五条第二項第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び

経験を有すると認める者

前項に定めるもののほか、第一号及び第二号に掲げる者は建設業法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百五十三号。以下「改正令」という。）の施行の日から令和十一年三月三十日までの間において、第三号に掲げる者は同年四月一日以後において、それぞれ検定規則第五条第二項第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者として取り扱う。

一 改正令の施行の日において改正令による改正前の建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。次号において「旧令」という。）第三十七条第二項第二号イ又はロに現に該当している者

二 改正令の施行の日以後に旧令第三十七条第二項第二号イ又はロに該当することとなつた者

三 改正令の施行の日以後に前二号に該当する者として検定規則第十条の規定により第二次検定の受検票の交付を受けた者であつて、当該第二次検定を再度受検しようとする者

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百十六号

施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第五条第二項第三号ハの規定に基づき、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のように定める。

令和五年五月十二日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

施工技術検定規則第五条第二項第三号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件

1 施工技術検定規則（以下「検定規則」という。）第五条第二項第三号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士試験に合格した後受検しようとする検定種別に関し一年以上実務の経験を有する者

二 その他国土交通大臣が検定規則第五条第二項第三号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

2 前項に定めるもののほか、第一号及び第二号に掲げる者は建設業法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百五十三号。以下「改正令」という。）の施行の日から令和十一年三月三十一日までの間において、第三号に掲げる者は同年四月一日以後において、それぞれ検定規則第五条第

一項第三号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者として取り扱う。

一 改正令の施行の日において改正令による改正前の建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。次号において「旧令」という。）第三十七条第二項第二号イ又はロに現に該当している者

二 改正令の施行の日以後に旧令第三十七条第二項第二号イ又はロに該当することとなつた者

三 改正令の施行の日以後に前二号に該当する者として検定規則第十条の規定により第二次検定の受検票の交付を受けた者であつて、当該第二次検定を再度受検しようとする者

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百十七号

施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第五条第二項第四号ハの規定に基づき、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のように定める。

令和五年五月十二日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

施工技術検定規則第五条第二項第四号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件

1 施工技術検定規則（以下「検定規則」という。）第五条第二項第四号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

一次の表の上欄に掲げる検定種目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

電気工事施工管理

一 電気工事施工管理に係る一級又は二級の第一次検定に合格した者であつて、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）による第一種電気工事士免状又は第二種電気工事士免状の交付を受けた後（同法による第一種電気工事士試験又は第二種電気工事士試験に合格した者にあつては、第一種電気工事士試験又は第二種電気工事士試験に合格した後）電気工事施工

管理に關し一年以上実務の経験を有する者

二 電気工事施工管理に係る一級又は二級の第一次検定に合格した者であつて、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）による第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた後（同法による第一種電気主任技術者免状に係る電気主任技術者試験の二次筆記試験、第二種電気主任技術者免状に係る電気主任技術者試験の二次筆記試験又は第三種電気主任技術者免状に係る電気主任技術者試験の一次筆記試験に合格した後）電気工事施工管理に關し一年以上実務の経験を有する者

電気通信工事施工管理

電気通信工事施工管理に係る一級又は二級の第一次検定に合格した者であつて、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた後（同法による電気通信主任技術者試験に合格した者にあつては、電気通信主任技術者試験に合格した後）電気通信工事施工管理に關し一年以上実務の経験を有する者

一 その他国土交通大臣が検定規則第五条第二項第四号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び

経験を有すると認める者

前項に定めるもののほか、第一号及び第二号に掲げる者は建設業法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百五十三号。以下「改正令」という。）の施行の日から令和十一年三月三十日までの間において、第三号に掲げる者は同年四月一日以後において、それぞれ検定規則第五条第二項第四号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者として取り扱う。

一 改正令の施行の日において改正令による改正前の建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。次号において「旧令」という。）第三十七条第二項第二号イ又はロに現に該当している者

二 改正令の施行の日以後に旧令第三十七条第二項第二号イ又はロに該当することとなつた者

三 改正令の施行の日以後に前二号に該当する者として検定規則第十条の規定により第二次検定の受検票の交付を受けた者であつて、当該第二次検定を再度受検しようとする者

附 則

- 1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 建設業法施行令第三十七条第二項第二号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和三年国土交通省告示第百号）は、廃止する。

○国土交通省告示第五百十八号

施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第五条第一項第二号の規定に基づき、特定実務経験を次のように定める。

令和五年五月十二日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

特定実務経験を定める件

施工技術検定規則第五条第一項第二号に規定する特定実務経験は、次に掲げる要件に適合する実務の経験とする。

一　請負代金の額が四千五百万円以上の建築一式工事以外の建設工事又は請負代金の額が七千万円以上の建築一式工事における実務の経験であること。

二　監理技術者（特例監理技術者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条第四項に規定する特例監理技術者をいう。）を含む。）若しくは主任技術者（いずれも同法第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者に限る。）による指導を受けた実務の経験又は監理技術者若しくは主任技術者としての実務の経験であること。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百十九号

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十六条の規定に基づき、施工技術の基礎となる工学に関する知識を修得することができるものとして国土交通大臣が定める学科を卒業した者又はこれらの者と同等以上の知識を有する者及び免除の範囲を次のように定める。

令和五年五月十二日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

施工技術の基礎となる工学に関する知識を修得することができるものとして国土交通大臣が定める学科を卒業した者又はこれらの者と同等以上の知識を有する者及び免除の範囲を定める件

建設業法施行令第三十六条の表の上欄の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校において施工技術の基礎となる工学に関する知識を得することができるものとして国土交通大臣が定める学科を修めて卒業した者又は国土交通大臣がこれらの人と同等以上の知識及び能力を有するものと認定した者及び同表の下欄の第一次検定の一部で一級及び二級の区分並びに検定種目及び検定種別の区分に応じ国土交通大臣が定めるものは、次の表の上欄及び下欄に定めるとおりとする。

学校教育法による大学（短期大学を除く。）に令和六年

土木施工管理に係る一級及び二級の

		<p>度以降に入学し、土木工学を専攻分野とする学科を修めて卒業した者</p>
	<p>学校教育法による大学院を置く大学に令和六年度以降に入学し、土木工学を専攻分野とする学科に係る単位を優秀な成績で修得したと当該大学が認めたことにより同法第一百二条第二項の規定により大学院に入学した者</p>	<p>第一次検定の土木工学等の科目のうち施工技術の基礎となる工学に関する部分</p>
<p>学校教育法による短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校に令和六年度以降に入学し、土木工学を</p>	<p>学校教育法第百四条第七項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から令和六年度以降に土木工学を専攻の区分とする学士の学位を授与された者</p>	<p>土木施工管理に係る一級及び二級の第一次検定の土木工学等の科目のうち施工技術の基礎となる工学に関する部分</p>

		専攻分野とする学科を修めて卒業した者
	学校教育法による大学（短期大学を除く。）に令和六年度以降に入学し、建築学を専攻分野とする学科を修めて卒業した者	学校教育法による大学院を置く大学に令和六年度以降に入学し、建築学を専攻分野とする学科に係る単位を優秀な成績で修得したと当該大学が認めたことにより同法第一百二条第二項の規定により大学院に入学した者
部分	建築施工管理に係る一級及び二級の第一次検定の建築学等の科目のうち施工技術の基礎となる工学に関する部分	建築施工管理に係る一級及び二級の第一次検定の建築学等の科目のうち施工技術の基礎となる工学に関する部分

学校教育法による短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校に令和六年度以降に入学し、建築学を専攻分野とする学科を卒業した者

建築施工管理に係る二級の第一次検定の建築学等の科目のうち施工技術の基礎となる工学に関する部分

附 則

この告示は、令和十一年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百二十号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第四号の規定に基づき、国土交通大臣が建設業法施行規則第七条の三第一号、第二号又は第三号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の一部を改正する件を次のように定める。

令和五年五月十二日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

建設業法施行規則第七条の三第一号、第二号又は第三号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の一部を改正する件

建設業法施行規則第七条の三第一号、第二号又は第三号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件（平成十七年国土交通省告示第千四百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

建設業法施行規則第七条の三第四号の規定に基づき、建設業法施行規則第七条の三第一号、第二号又は第三号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を次のとおり定める。

一 (略)

二 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、学校教育法

(昭和二十二年法律第二十六号)による大学院を置く大学において

建設業法施行規則第一条に規定する学科に係る単位を優秀な成績で

修得したと当該大学が認めたことにより同法第百二条第二項の規定

により大学院に入学した後三年以上実務の経験を有する者

三 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法第

百四条第七項の規定により学士の学位(専攻の区分が建設業法施行

規則第一条の表に掲げる学問であるものに限る。)を授与された後

三年以上実務の経験を有するもの

四 許可を受けようとする建設工事に關し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後三年以上実務の経験を有する者で在学中に建設業法施行規則第一条に規定する学科を修めたもの

のうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定(平成六年文部省告示第八十四号)第二条に規定する専門士又は同規定第三条に規定するもの

するもの
(略)

五 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第七条第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者

改 正 前

建設業法施行規則第七条の三第四号の規定に基づき、建設業法施行規則第七条の三第一号、第二号又は第三号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を次のとおり定める。

一 (略)

二 (新設)

許可を受けようとする建設業に關し学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

による専修学校の専門課程を卒業した後三年以上実

務の経験を有する者で在学中に建設業法施行規則第一条に規定する

学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専

門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定(平成六年文部省告

示第八十四号)第二条に規定する専門士又は同規定第三条に規定す

る高度専門士を称するもの

三 (略)

四 第一号から第三号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第七条第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者

附 則

この告示は、令和五年七月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百二十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条第二号ハの規定に基づき、建設業法第十五条第二号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件の一部を改正する件を次のように定める。

令和五年五月十二日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

建設業法第十五条第二号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件の一部を改正する件

建設業法第十五条第二号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（平成元年建設省告示第百二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条第二号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を次のように定める。ただし、第一号又は第四号の規定による認定の有効期間は、五年とする。

一〇四 （略）

一〇四 （略）
（新設）

五|| 第一号又は前号の規定による認定（建設業法第十五条第二号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件の一部を改正する件（令和五年国土交通省告示第五百二十一号）附則第二項の規定による廃止前の平成七年建設省告示第千三百号の規定により行われた当該認定の更新を含む。以下同じ。）の有効期間の満了の日までに建設業法第二十六条第四項の登録を受けた講習（以下「監理技術者講習」という。）を受講し、その後も継続して直前に受講した監理技術者講習の有効期間（監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年の期間をいう。以下同じ。）が満了する前に監理技術者講習を受講している者であつて、最後に受講した監理技術者講習の有効期間が満了していない者。

六|| 第一号又は第四号の規定による認定が有効期間の満了により効力を失つた者のうち、当該認定の有効期間の満了の日（やむを得ない理由のため当該認定の更新を受けることができなかつた者にあつては、当該事情がやんだ日）の翌日から起算して六年を経過しない日までに監理技術者講習を受講し、その後も継続して、直前に受講した監理技術者講習の有効期間が満了する前に監理技術者講習を受講している者であつて、最後に受講した監理技術者講習の有効期間が満了していない者。

七|| 監理技術者講習の有効期間が満了したことにより第五号、前号又はこの号に該当しなくなつた者のうち、当該監理技術者講習の有効期間の満了の日（やむを得ない理由のため監理技術者講習を受講す

改 正 前

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条第二号ハの規定による同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を次のように定める。

五|| その受けたこの告示（第二号及び第三号を除く。）の規定による認定（その更新を含む。）が有効期間（附則第二項に規定する有効期間をいう。）の満了により効力を失つた者で、当該認定の有効期間の満了の日（やむを得ない理由のため、当該認定の更新を受けることができなかつた者にあつては、当該事情がやんだ日）の翌日から起算して六年を経過しない日までに建設業法第二十六条第四項の登録を受けた講習を受講したものうち、国土交通大臣が建設業法第十五条第二号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認めるもの。

（新設）

ることができなかつた者にあつては、当該事情がやんだ日）の翌日から起算して六月を経過しない日までに監理技術者講習を受講し、その後も継続して、直前に受講した監理技術者講習の有効期間が満了する前に監理技術者講習を受講している者であつて、最後に受講した監理技術者講習の有効期間が満了していない者。

附則
この告示は、公布の日から施行する。

2 1 | 附則
この告示は、公布の日から施行する。

二 本則（第二号及び第三号を除く。）の規定による認定の有効期間は次の各号に掲げる認定の区分に応じ当該各号に定める期間とし、更新は別に国土交通大臣が定めるところにより行う。

一 本則第一号又は第四号の規定による認定 五年

二 本則第五号の規定による認定 当該認定の日から有効期間（この項に規定する有効期間をいう。以下同じ。）の満了により効力を失う前の本則（第二号及び第三号を除く。）の規定による認定（その更新を含む。）の有効期間の満了の日から起算して五年を経過した日まで

2 1

附 則

この告示は、令和五年七月一日から施行する。
平成七年建設省告示第千三百号は、廃止する。

○国土交通省告示第五百二十二号

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百五十三号）の施行に伴い、建設業法施行令の規定により二級の第二次検定に合格した者について免除する一級の第二次検定に関する件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年五月十二日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

建設業法施行令の規定により二級の第二次検定に合格した者について免除する一級の第二次検定に関する件等の一部を改正する告示

（建設業法施行令の規定により二級の第二次検定に合格した者について免除する一級の第二次検定に関する件の一部改正）

第一条 建設業法施行令の規定により二級の第二次検定に合格した者について免除する一級の第二次検定に関する件（昭和三十七年建設省告示第二千七百五十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「第三十九条」を「第三十六条」に改める。

（建設業法施行令第四十二条第一項の規定により、同項の表に掲げる額から減じる額を定める件の一部改正）

第二条 建設業法施行令第四十二条第一項の規定により、同項の表に掲げる額から減じる額を定める

件（昭和六十三年建設省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

制定文及び題名中「第四十二条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。

（建設業法施行令の規定により二級の第二次検定に合格した者について免除する一級の第二次検定に関する件の一部改正）

第三条 建設業法施行令第三十九条の規定に基づき、他の法令の規定による免許又は検定若しくは試験及び免除の範囲を定める件（令和三年国土交通省告示第百一号）の一部を次のように改正する。

制定文、題名及び本則中「第三十九条」を「第三十六条」に改める。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百二十三号

建築施工管理について種別を定める等の件等を廃止する件

令和五年五月十二日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

次に掲げる告示は、廃止する。

一 令和三年国土交通省告示第九十七号等に定める者のほか技術検定の受験資格を有する者を指定する件（昭和四十六年建設省告示第二百九十二号）

二 建築施工管理について種別を定める等の件（昭和五十八年建設省告示第千五百八号）

三 土木施工管理について種別を定める等の件（昭和五十九年建設省告示第千二百五十四号）

四 建設業法施行令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和三年国土交通省告示第九十七号）

五 建設機械施工管理について種別を定める等の件（令和三年国土交通省告示第二百二号）

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百二十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条第二号イの規定に基づき、建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年五月十二日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件の一部を改正する
件

建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件（昭和六十三年建設省
告示第千三百十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる
規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を次のとおり定め、昭和六十三年六月六日から適用する。

なお、昭和四十七年建設省告示第三百五十三号は、廃止する。
許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる試験又は免許

土木工事業	一 技術検定（第一次検定に限る。）のうち検定種目を一級の建設機械施工管理又は土木施工管理とするもの 二 （略）
建築工事業	一 技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の建築施工管理とするもの 二 （略）
大工工事業	
屋根工事業	
タイル・れん が・ブロツク 工事業	
内装仕上工事 業	
左官工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 熱絶縁工事業	技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を一級の建築施工管理とするもの

改 正 前

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を次のとおり定め、昭和六十三年六月六日から適用する。

なお、昭和四十七年建設省告示第三百五十三号は、廃止する。
許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる試験又は免許

土木工事業	一 建設業法による技術検定（第一次検定に限る。）のうち検定種目を一級の建設機械施工管理又は一級の土木施工管理とするもの 二 （略）
建築工事業	
大工工事業	
屋根工事業	
タイル・れん が・ブロツク 工事業	
内装仕上工事 業	
左官工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 熱絶縁工事業	建設業法による技術検定（第一次検定に限る。）のうち検定種目を一級の建築施工管理とするもの

						とび・土工工事業	建工具事業
鋪装工事業	鋼構造物工事業	管工事業	電気工事業	石工事業 塗装工事業	技術検定(第二次検定に限る。)のうち検定種目を一級の土木施工管理又は建築施工管理とするもの	一 技術検定(第二次検定に限る。)のうち検定種目を一級の建設機械施工管理、土木施工管理又は建築施工管理とするもの	とび・土工工事業
一 技術検定(第二次検定に限る。)のうち検定種目を一級の建設機械施工管理又は土木施工管理とす	二 (略)	一 技術検定(第二次検定に限る。)のうち検定種目を一級の管工事施工管理とするもの	一 技術検定(第二次検定に限る。)のうち検定種目を一級の電気工事施工管理とするもの	二 (略)	技術検定(第二次検定に限る。)のうち検定種目を一級の土木施工管理又は建築施工管理とするもの	一 技術検定(第二次検定に限る。)のうち検定種目を一級の建設機械施工管理、土木施工管理又は建築施工管理とするもの	とび・土工工事業
一 建設業法による技術検定(第二次検定に限る。)のうち検定種目を一級の土木施工管理又は一級の建築施工管理とするもの	三 二 (略)	一 建設業法による技術検定(第二次検定に限る。)のうち検定種目を一級の管工事施工管理とするもの	一 建設業法による技術検定(第二次検定に限る。)のうち検定種目を一級の電気工事施工管理とするもの	二 (略)	建設業法による技術検定(第二次検定に限る。)のうち検定種目を一級の土木施工管理又は一級の建築施工管理とするもの	一 建設業法による技術検定(第二次検定に限る。)のうち検定種目を一級の建設機械施工管理、土木施工管理又は建築施工管理とするもの	とび・土工工事業

						とび・土工工事業	建工具事業
鋪装工事業	鋼構造物工事業	管工事業	電気工事業	石工事業 塗装工事業	建設業法による技術検定(第二次検定に限る。)のうち検定種目を一級の土木施工管理又は一級の建築施工管理とするもの	一 建設業法による技術検定(第二次検定に限る。)のうち検定種目を一級の建設機械施工管理、土木施工管理又は建築施工管理とするもの	とび・土工工事業
一 建設業法による技術検定(第二次検定に限る。)のうち検定種目を一級の建設機械施工管理又は土木施工管理とす	三 二 (略)	一 建設業法による技術検定(第二次検定に限る。)のうち検定種目を一級の管工事施工管理とするもの	一 建設業法による技術検定(第二次検定に限る。)のうち検定種目を一級の電気工事施工管理とするもの	二 (略)	建設業法による技術検定(第二次検定に限る。)のうち検定種目を一級の土木施工管理又は一級の建築施工管理とするもの	一 建設業法による技術検定(第二次検定に限る。)のうち検定種目を一級の建設機械施工管理、土木施工管理又は建築施工管理とするもの	とび・土工工事業

しゅんせつ工事業	機械器具設置工事業	電気通信工事業	造園工事業	さく井工事業	水道施設工事業	清掃施設工事業	業	解体工事業
一 技術検定(第一次検定に限る。)のうち検定種目を一級の土木施工管理とするもの	(略)	一 技術検定(第一次検定に限る。)のうち検定種目を一級の電気通信工事施工管理とするもの	一 技術検定(第二次検定に限る。)のうち検定種目を一級の造園施工管理とするもの	(略)	一 技術検定(第一次検定に限る。)のうち検定種目を一級の土木施工管理とするもの	(略)	二 (略)	二 (略)

しゅんせつ工事業	機械器具設置工事業	電気通信工事業	造園工事業	さく井工事業	水道施設工事業	清掃施設工事業	業	解体工事業
一 建設業法による技術検定(第一次検定に限る。)のうち検定種目を一級の土木施工管理とするもの	(略)	一 建設業法による技術検定(第一次検定に限る。)のうち検定種目を一級の電気通信工事施工管理とするもの	一 建設業法による技術検定(第二次検定に限る。)のうち検定種目を一級の造園施工管理とするもの	(略)	一 建設業法による技術検定(第一次検定に限る。)のうち検定種目を一級の土木施工管理とするもの	(略)	二 (略)	二 (略)

二一 の
(略)

二一 建築施工管理とするもの
(略)

附 則

この告示は、令和五年七月一日から施行する。